

第四章 八月十八日の政変

第一節 政変前の上層公家の動向

前章で述べたように、文久三年（1863）八月十三日に発布された大和親征行幸の詔勅は、中央政局に波紋を投げ、挫折したとはいえ、薩摩藩士高崎正風らが中川宮を担いでの武力政変に踏み切る引き金となった。天皇親征論は長州藩によって唱えられたが、それを朝議で政策として決めさせたのは、議奏の三条実美らであった。当時、朝廷内で三条実美らの勢力と張り合えたのは、前関白近衛忠熙・忠房父子、右大臣二条斉敬、内大臣徳大寺公純ら上層公家の連合である。彼らは即時攘夷論を唱える三条実美らと対照的に、攘夷に対しては慎重な態度を取っており、親征論に対しても反対の立場を取った。それゆえ、中川宮が高崎正風の意見を入れ、八月十六日の密奏（過激派排除を天皇に建議する）を行う前にも、近衛忠熙らの協力を求めたが、断られた。ところが、八月十七日、孝明天皇から中川宮へ当夜に政変を実行するという宸翰が出されると、近衛忠熙らは高崎の説得に同意し、八月十八日の政変に踏み切った。これらのことは、前章で述べた通りであるが、近衛忠熙らがなぜ政変に加わったかについては、以下に詳述する。

まず、中川宮の西国鎮撫使任命から大和親征行幸の勅が出されるまでの上層公家の行動を見てみよう。鳥取藩主池田慶徳の伝記によると、八月九日、中川宮は西国鎮撫使の任命を辞退するために動き出したが、関白鷹司輔熙は「群議を排し兼ねて、こゝに及べるなれば、内々動座せぬ様との密旨を下」した。そこで、中川宮はそれに対抗するため、鳥取・備前両藩主に「御親征を主張し、是度の儀は、沙汰止みとなる様、周旋」するように依頼した。¹⁹² つまり、前章でも述べたように、中川宮への西国鎮撫使の命は、孝明天皇が作った親征からの逃げ道であることを知った関白鷹司輔熙は、三条実美らの強い要請が抑えきれなくなると、天皇を動座（親征に行く）させないように中川宮を犠牲にする手段を選んだ。それに不満だった中川宮は、池田慶徳らに親征を建議させ、親征論を強めることによって、西国鎮撫使の任命から逃れようとした、ということである。ここからも親征をめぐる中川宮と孝明天皇との責任のなすり合いが伺えるが、関白鷹司輔熙は孝明天皇と同調し、中川宮を九州に行かせることによって親征論を抑えようとしたので、この時点で、中川宮はすでに上層公家に見捨てられていたといえよう。

¹⁹² 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p441。

それでも、中川宮は必死にもがき、八月十日に辞退の文書を出し、自分に対する九州鎮撫使の命の代わりに天皇の八幡宮行幸を建議した。議奏からは、前に長州藩より行幸の意見書が出されたように、八幡行幸に関する意見書を求められたので、中川宮は右大臣二条斉敬を通し、池田慶徳らに上書を依頼した。八月十一日、鳥取藩主池田慶徳は備前藩主池田茂政・米沢藩主上杉斉憲・阿波藩世子蜂須賀茂韶¹⁹³と連署で、関白鷹司輔熙に九州鎮撫使の派遣より八幡宮へ行幸するようにとの建白書を提出したのは、そのためである。¹⁹⁴ところが、翌十二日、池田慶徳は二条斉敬からの密命を受けた。その書に、

一、親征、並行幸之事、過日来御内定之意味とは、又々少々模様替りニ可成か之趣、就ては、一両日之中、貴官御始四藩共、宮中え被召、於御前御書付被出候由、御子細は、親征行幸之事可否共、滞在之四藩え被任、可然相談取極言上可有之旨ニ候。其節、貴官兼て之御内命を被差含、御答有之旨、極密ニ可通置由ニ御座候。左ニ御心得專要ニ存候。其子細は、弥御任ニ相成かニ被仰出候砌、無御油断、貴官御答ニは、斯御任せニ相成からニハ、四藩評定取極相伺出候迄は、官家より聊ニても御差出ケ間敷事、又は、模様替り杯之御沙汰無之様、貴官御心得を以、其節屹度御押引肝要之旨、早々可申通旨御内命ニ御座候。不悪々々御含置有之度存候。其余巨細之秘事は、何卒近日御入来待居候。其上ならては難申述、先々荒々急務丈申入度、如斯也。…〈後略〉¹⁹⁵

とある。二条斉敬は、親征行幸のことについて、「過日来御内定の意味とは、又々少々模様替り」となったので、二三日のうちに「貴官御始四藩共」、つまり前日建白書を出した因・備・米・阿四藩の代表者に下問することを、池田慶徳に知らせた。親征行幸の議に対し、朝廷の最上層にいる孝明天皇・関白鷹司輔熙や前関白近衛忠熙らは、いずれも実行の意思はなく、むしろそれに反対の立場にあるということは、前章で述べた通りである。すると、「過日来御内定の意味」とは、親征不実行という意味になる。それが「少々模様替り」となったので、親征の実行が可能となったということを指しているだろう。翌十三日に大和行幸の勅が出された事実を考えると、十二日にはすでに三条実美ら親征派が優勢となり、関白鷹司輔熙たちに親征の実行を迫ったことも想像されよう。二条斉敬らは親征派の勢いを阻止しようと、下問という名目で、池田慶徳ら四藩の名を使って親征に反対の案を出

¹⁹³ p30～31 図三に参照されたい。

¹⁹⁴ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p447～448。

¹⁹⁵ 同上、p451～453。

そうと考えた。そこで、池田慶徳らに予め評議をして、答案を用意しろと命じた。

八月十三日の大和親征行幸の勅に対し、会津藩側の史書では「この勅が下ると、わが公（＝松平容保）は言うに及ばず、公卿中にも、思いがけないことに喫驚するものがある」¹⁹⁶ ったと述べた。しかし、この二条斉敬から池田慶徳への密命を見る限り、十三日の勅は必ずしも前触れもなく突然に出されたものではなかった。この密命に応じ、池田慶徳・茂政の連名で出された返書に、

〈前略〉…時宜に寄、明早天参殿、巨細之情実は可奉言上候得共、慶徳茂政申合候には、左之趣に勅命下候得は、甚申上方にも都合御座候間、其辺御含可然御内奏奉仰候。

朕、先年来毎々申聞候通、日夜攘夷之宿念難忘、依之、大樹えも委細申含、承知に候得共、面従のみにて、爾今、其实効無之段、不審之至、始終之宿念に候得は、早々遵奉可有之筈之处、右等猶予之段、遂に違勅に帰し申候。依之、中川宮、鎮撫大将推任発行之存意も候得共、強て及辞退、不及其儀、此上は、朕、親ら取干戈て、衆人に先立ち辱国体之罪ヲ、神宮以下歴祖に詫、続て、神州之人気を引起さんと思ふに、親征は一大挙之儀、不容易事柄に候得は、武門之存意承度、親征一決之上は、八幡え参籠て可定軍議思ふ、各可否無腹蔵可申述。

右之趣に蒙御下問候得は、下官共御答に、親征と迄被思食候段、重々以恐入候次第、乍去、神州武国に候得は、叡慮は右迄に御果断無之ては不相成候得共、武臣共未尽本職以前に、右等、親征は御早過候様に奉存候間、右迄之御決定に御座候得は、暫御猶予被成下度、尤、臣等速奉命、朝に奉勅、夕に就途て関東え罷下、右之段、大樹え申達し、堅説得仕、早々攘夷之確証を顕、速に横浜掃斥仕可申。若、臣等之意、大樹承知無之共、横浜鎖港之端緒は、臣等以死力相顕可申間、右尽力中、御延引相願旨を以御答仕度、御布告丈ヶ之儀は、可任朝議、行幸之儀は、臣等復命迄は、譬三公諸卿言上仕候共、以宸断、御見合相成度申上、早々東行、必至に相励、是非奉安叡慮、過日賜候尊報宸恩候段、誓言盟約仕候間、此段及言上候。〈後略〉¹⁹⁷

とある。この手紙から読み取れるシナリオは以下のようなものである。十三日の朝、池田慶徳らが宮中に参内すると、孝明天皇が彼らが用意した文案に沿って、親征に関する「武門の存意」を下問する。その文案によると、

¹⁹⁶ 『京都守護職始末』一、p185。

¹⁹⁷ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p452。

天皇はまず幕府が攘夷活動において「猶予の段、遂に違勅に帰し」と公言し、無能な幕府に代って、中川宮を西国鎮撫使にしたかったが、中川宮が固辞したので、「朕、親ら取干戈て、衆人に先立ち辱国体の罪ヲ、神宮以下歴祖に詫、続て、神州の人氣を引起さん」と親征の宣言をする。しかし「親征は一大挙の儀」であるので、武家側の者に諮詢する。そこで、池田慶徳らは「武臣ども未だ本職を尽す以前に、右等、親征は御早過候様に奉存候間、右迄の御決定に御座候えば、暫御猶予成し下された」と答え、幕府が確実に攘夷活動をする前に親征を決めるのは早すぎたといい、その決定を引き伸ばそうとする。さらに、自分たちが関東まで將軍に攘夷を実行するように説得に行くと言い出し、たとえ將軍がその意見を聞き入れなくても、「横浜鎖港」だけは「死力」を以て実現させるつもりであると強調する。つまり、この手紙を通し、池田慶徳らは八月十三日の朝議で二条斉敬と芝居をやる約束をし、その芝居の台本まで整えたといえよう。

さて、八月十三日当日のことについて、池田慶徳伝には、

是日、召により、公、巳の半刻上杉弾正大弼・松平淡路守・松平備前守・分部若狭守・松平豊前守・松平伊勢守分知等一同と参内せらる。小御所御下段の間に広幡大納言・飛鳥井中納言・野宮宰相中將・長谷三位等、議奏・伝奏の諸卿列座にて、大納言より、左の御親征行幸の御書付を渡さる。

為今度攘夷御祈願、大和国行幸。神武帝山陵・春日社御拝、暫御逗留、御親征軍議被為在。其上神宮行幸事。

公、二条右大臣の密命をうけ、且つ、御親征は眞の叡慮にあらざる事も、其の何れよりの建議なるかも熟知せらるゝなれば、是仰出でにては、案に相違せるも、一同にて御親征は容易ならざる御事柄なり、殊に世上騒がしき折柄、遠く宮中を出でさせらるゝ事、然るべからずとて、御書付を大納言に御預とし、是儀に就きては、一同深く決心仕り参内致せしなり、何卒、竜顔を拝し奉り、御前にて奏上すべしと強ひてのべらるゝに、列座諸卿驚愕の体にて、兎角野挨拶もなし。公等、是上は拝謁を許さるゝまでは退朝仕らずと、押して述べ置き、諸太夫の間に引き取られしに、暮方に及びて、御対面あり、小御所に罷出づべしと、伝奏の達ありければ、公、一同と御中段に進みて、御親征とまで御決断は、実以て神武の御国体に於て難有く候へど、未だ武門其任を尽さざる時、御親征は如何あらせらるべきや、且、臣等武門の末に列す、畢竟かく思立たれ候儀も、日本一体攘夷に決する様にとての御事とは存ずれど、相成るべくは、臣等死を以て言上候間、何卒、臣等を関東に遣はされ、飽迄將軍を説得せしめらるべし、將軍、臣等が言を用ゐずんば、勅命を奉じて、夷虜の巢窟を破攘仕るべく、其上にも相叶はざる節は、如何様共遊ばさるべし、武門の身、安逸に罷り在りて、堂上同様に鳳輦にのみ供奉仕りては、本務に於て相

すまざる儀なり、何卒、御先鋒と思して、関東に遣はさるべし、右御許容あらせらるれば、早々東下し、及ばず乍ら、死力を尽して勅旨に添ひ奉るべしと、御直に奏上せらる。叡慮、公等の進言を嘉して、懇の勅詔ありしも、御親征御延引とは仰出だされず、公等、反覆御延引をのべらるゝも、列座の諸卿、皆御親征説を称へてやまず。叡慮は、御見合せの思召の様には拝すれど、遂に御発言遊ばされかねて、有無の御沙汰もなし。止むなく、公等退下せらる。重ねて、関白、公等を小御所に召し、一同の心決申立の段、御感に候、近日御暇となるべければ、早々東下すべし、尤も、御親征・中川宮西下の儀は、宸断を以て沙汰致せるなれば、今更御変動なく、是余何程言上すとも御採用にはなり兼ねるなりとありしかば、公、命を畏みて退出せらる。時既に翌日早暁に及べり。なほ、是日の御書付は、伝奏雑掌を以て、別に廻達を受けらる。¹⁹⁸

とある。八月十三日、巳の半刻（午前十一時頃）に参内した池田慶徳らは、議奏広幡忠礼から親征行幸の書付をもらった。この書付は、文言から見ると、いわゆる大和親征行幸の勅そのものである。池田慶徳らの台本に書かれた下問案と違い、「親征一決之上は、八幡え参籠て可定軍議」¹⁹⁹の代りに、「神武帝山陵・春日社御拝、暫御逗留、御親征軍議被為在」と書いてある。天皇が京都を離れ、大和に行くのは真木和泉の五事献策によるものであったことは、前章で述べた通りである。それを受け取った池田慶徳は、「案に相違」があるが、とりあえず計画通りに行動しようと、親征反対を唱え、「竜顔を拝し奉り、御前にて奏上す」ることを要請した。

池田慶徳らは、暮れになってやっと孝明天皇に謁したが、台本通りに「未だ武門其任を尽さざる時、御親征は如何あらせらるべきや」と述べ、まずは「臣等を関東に遣はされ、飽迄將軍を説得」させることを要請した。將軍に説得することに失敗したならば、自分たちが「夷虜の巢窟を破攘」と宣言し、それも失敗だった場合は、「如何様共遊ばさるべし」、つまり、天皇が親征するか何をするか自分たちはもう口を出さないとやっている。池田慶徳らの建言に対し、孝明天皇は「懇の勅詔」を出したが、「御親征御延引とは仰出だされ」なかった。池田慶徳らが「反覆御延引をのべ」たとしても、「列座の諸卿、皆御親征説を称へてやま」なかったためか、天皇は「御見合せの思召の様」に見えるが、「遂に御発言遊ばされかねて、有無の御沙汰もな」かった。ここに至って、大和親征行幸の勅は撤回することができなくなった。その後、関白鷹司輔熙より池田慶徳らに「親征・中川宮西下の儀は、宸断を以て沙汰致せるなれば、今更御変動なく」といって、

¹⁹⁸ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、P454～455。

¹⁹⁹ 同注 197。

四藩が江戸へ將軍を説得しに行くことだけは許すと命じた。

この記述からは、八月十三日の朝議で池田慶徳らが用意した台本が反古にされた実状が伺える。その原因は、天皇が「御見合せ」と思っても「遂に御発言遊ばされかね」たぐらい、「御親征説を称へてやま」ない「列座の諸卿」の勢力があまりにも大きかったせいだったであろう。しかしながら、いくら三条実美ら親征推進派が親征を強く奏請していたとしても、親征の勅が出されても天皇が反対できない事態となったのは、天皇がさきに親征を宣言したからではないだろうか。つまり、孝明天皇が池田慶徳らの台本に従って振舞った場合、武家に下問する前触れとして「朕、親ら取干戈て、衆人に先立ち辱国体之罪ヲ、神宮以下歴祖に詫、続て、神州之人氣を引起さんと思ふ」と宣言したことが、かえって親征派に足を取られ、ついに親征の勅まで出されることになったと考えられる。文久二年（1862）五月、孝明天皇が幕府に圧力をかけ、攘夷を促すつもりで言った親征宣言を、即時攘夷派の志士が親征を主張する論拠として使ったことを思い出すと、池田慶徳らのへたな芝居がかえって親征論を促すことになったことは、容易に想像できるだろう。

次に、池田慶徳伝記の八月十三日の記述とあいまって、当時藩主に付き添って参内した鳥取藩士安達清風（当時清一郎と称す）の回想を取り挙げて分析していきたい。安達清風の話によると、

先頃大和行幸御親征一條二付而は、主人にも極々心痛仕候内、御詰合四方様²⁰⁰へ殿下より 御用向御相談との御沙汰二而、御内々何卒此一条相止ミ候様可致周施(原書注一旋カ)候様にと被為在、皆々様御申合御尽力相成候処、何分六ヶ敷候故、一同参内相願、関白殿御始へ拝謁、此度之御親征ハ何卒恐入候儀二付、御沙汰止ミ願敷、尤関東へハ四人一同二罷越、早々奉叡思候様尽力可仕故、御聞届被成下度懇願之旨申上候処、関白殿最早御親征之義ハ御決着之儀故、願之趣ハ難相成、関東へ下り尽力有之義ハ勝手次第可致と、存外反服(原書注一覆カ)之事被申聞、意外にハ存候得とも、無致方鶴の間へ引取、主人始申合、如何にも関白殿之被致方絶言語候事、此上ハ御直奏相願候而、奉伺天意候外無之と、其義御願相成候処、被召出候趣二而、於小御所拜竜顔、御中段迄進出候処、如例御役諸卿御左右二列居之由、主人一向より最早関白殿へ申述候主意、相摸守(筆者注一池田慶徳)始御直奏仕候処、親征之儀、既ニ決着故難相止、関東へ尽力いたし候ハ勝手次第と御直ニ被 仰出候間、尚又可申上と存候処、鷹司殿より最早被相下

²⁰⁰ 安達清風の話では明言しなかったが、関白鷹司輔熙が池田慶徳ら四人を呼びつけ、周旋を頼んだことは、池田慶徳伝八月八日の条と符合しており、ほかの三人は池田茂政・上杉齊憲・蜂須賀茂韶である。『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p440

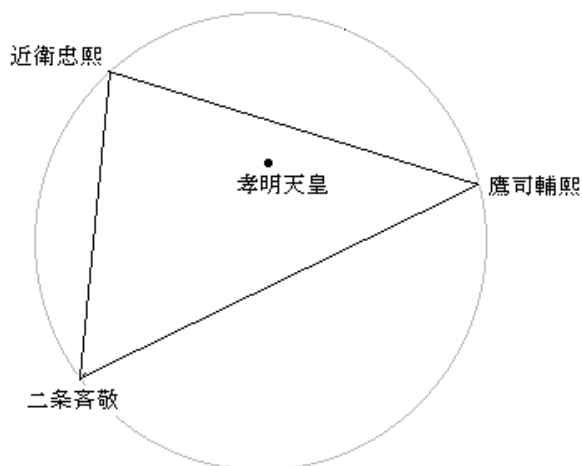
へしとの事故、無力罷下り候処、御直を不時奉願候二付、恐入申出候様差図二付、一同申出不及、其義旨御沙汰之由、於松淡路(筆者注一蜂須賀茂韶)関白家格別之間柄、²⁰¹ 今日之存意と過日内々被相頼趣表裡之儀難心得故、退出より被参御対面被願候処、御断之由、強而被申述候事二候ハハ、表二而立派二御対面可有之との事故、淡路大ニ憤怒して被帰、右の義廻達、以後ハ鷹司家へハ不参杯申越由、爾後申合候処、右体及懇願候而も、御親征難被相止故、関東へ下り候而も、何之御為筋もなく勝手と候故差控可申、他策色々申談中、及十八日候旨。²⁰²

ということである。この話から、前掲池田慶徳伝記と似たような図式が見られる。つまり、四藩が動いたのは上層公家（二条斉敬・鷹司輔熙）の依頼を受けたからであり、しかし十三日になると、朝議は前日の討議とまったく逆な方向に転向し、親征行幸が決まり、池田慶徳らが何を言おうと挽回することができなかった。そればかりか、「関東へ尽力いたし候ハ勝手次第」というように、「存外反服之事」を言われた。阿波藩世子蜂須賀茂韶が「今日の存意と過日内々相頼らる趣表裡の儀心得難」いと思ひ、親戚としてプライベートに関白鷹司輔熙に事情を聞こうとしても、断られてしまった。ここに四藩の代表者が鷹司輔熙の掌を返した振る舞いに翻弄された状況が伺える。

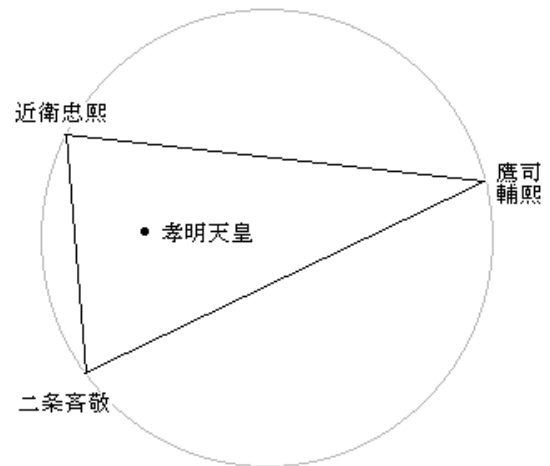
鷹司輔熙がいつ四藩に親征阻止の周旋を依頼したかはつまびらかでないが、文脈からみると、二条斉敬からの密命と同じ時期に似たようなことを依頼したと思われる。鷹司輔熙は「長州関白」と呼ばれるほど、長州藩の説をよく取り入れ、即時攘夷派の仲間と思われる者であるが、前章第一節でも述べたように、彼は攘夷慎重派の近衛忠熙・二条斉敬らと同じく、親征を好まなかった。しかも、彼は中川宮への西国鎮撫使の任命と直接関わり、孝明天皇はその任命で親征の延引を図ったという事実を知っている。そこで、彼は親征阻止のために、二条斉敬と同じような手段を選んだ。つまり、上層公家は親征行幸に対し、日頃何藩の藩士と関わったかを問わず、一致の行動（＝親征に反対する）をとったと見てよいだろう。それでも、八月十八日の政変への参与の有無によって、鷹司輔熙・近衛忠熙（と二条斉敬ら）の両派に分かれた。このような分岐も、ゲーム理論の図式で説明することができる。

²⁰¹ 蜂須賀茂韶の祖母も母も鷹司家の娘であり、関白鷹司輔熙はその叔父に当たる。（『日本史総覧』Ⅴ近世二、p210～211）

²⁰² 『伊達宗城在京日記』、p216～218。句読・傍線は筆者によるもので、改行・欠字は省略した。



(図五ノ 1) 八月十八日政変前の上級公卿の朝廷に対する力関係



(図五ノ 2) 八月十八日政変をめぐる上級公卿の力関係

前掲中央政局に対する幕府・長州藩・薩摩藩の力関係図には、政局の核心として朝廷を掲げたが、その朝廷の中でも、さらなる権力の争いがあった、上層公家の間でパワーゲームが広げられている。円形で朝廷の上層部を表すと、孝明天皇はその核心に居座り、鷹司輔熙・近衛忠熙・二条斉敬らが天皇を囲み、天皇に接近することによって、自分の朝議に関する発言権を高めようとしている。文久三年（1863）八月上旬の段階では、関白である鷹司輔熙の権威が一番高かったが、八月十八日の政変に参加するかしないかの違いによって、孝明天皇・近衛忠熙・二条斉敬がグループを組み、鷹司輔熙だけが仲間はずれにされた。つまり、これら上層公家は、明確な主張上・立場上の対立がなくても、ヘゲモニー争いのためなら結党し対立することもできる、ということである。これは政変後の彼らの境遇とも繋がるので、また第四章において述べる。

次に、近衛忠熙らが過激派排除の行動に参加した経緯を見てみたい。前章で述べたように、高崎正風が政変の話を持ち出す以前、同じ薩摩藩士である吉井仲介・奈良原繁は七月に近衛忠熙らに親征行幸の論を早めに排除するように促したことがある。『続再夢記事』に、

〈前略〉…去る九日、吉井奈良原同道桜木殿に参りしか、前殿下二條殿へ御集會になれりとの事故、更に二條殿へ参り、扨左大将殿に拝謁して、大和国行幸御延引の事ハ、速に御決定ありたし、然らされハ必事變を生すへしと申上しに、左大将殿仰、一応尤にハ存すれとも、先日言上せし意見書に奮発ハ見合せ、尚鎮静を尤と思召さるゝ旨、御沙汰ありたり。故に急々実行する事にハ至り難しとの事なり。依て、兩人尚又曠日久しきを経なハ甚た危かるへし、

至急御断行然るへしと申上しに、左大将殿、さらハ暫く待ち居るへしとて、一旦御引入となり。良久しくありて、再び御対面の上、先刻申聞し次第、相談ニ及ひしか、一同尤なりとの事なり、しかし二條殿深き存寄あれハ、今度ハ他の周旋に依らず、全くの叡断を以て仰出さるゝ事に致したしと申出られたり。就てハ姑らく鎮静致し居るへしとの仰故、其上申上へき様もなく、さらハとて退出せり。斯て、翌十日朝、吉井尚又桜木殿へ参上せしに、前殿下及び二條殿・徳大寺殿御列席にて、昨日左大将殿の仰せられし如く、姑らく鎮静云々仰せられたり。²⁰³

とある。この記事には吉井仲介・奈良原繁は大和行幸の延引を強く求めたとしか書いていないが、近衛忠房が「先日言上せし意見書に奮発ハ見合せ、尚鎮静を尤」、と答えたことや、「故に急々実行する事にハ至り難しとの事なり」という記述から見れば、吉井仲介らの意見書の中の「奮発」とは、大和行幸の延引を進めることのみならず、過激派を排除する行動とも読み取れる。そして、近衛忠房が二条斎敬らと相談した結果、「今度ハ他の周旋に依らず、全くの叡断を以て仰出さるゝ事に致したし。就てハ姑らく鎮静致し居るへし」という返事で示したように、吉井仲介らは、八月に高崎正風が考えたように、穏健派公卿たちとともに過激派を排除しようとした。それも吉井仲介の話を聞いた村田巳三郎のいう「心得違の輩を貶黜」²⁰⁴といったような軽いものではなく、近衛忠房らが再三に「鎮静」を命じたように、薩摩藩の武力で過激派を追い出す行動である。しかし近衛忠房らは「全くの叡断を以て仰出さるゝ事に致した」と、孝明天皇の意思に従うというように、際どい行動を避けた。

吉井仲介らの先例があった以上、近衛忠房らにとって、高崎正風の政変の誘いは初めてではないので、驚くに値しない。しかし、八月十七日の朝、孝明天皇から中川宮に今夜中に政変を実行するという宸翰を出すまでは、彼らは高崎正風の計画に乗らなかった。ここに、親征行幸の勅を意識しながら、手遅れにならないように政変を企てた吉井仲介・高崎正風らと、天皇がやろうというまでは反応しなかった近衛忠房らとの間に、政変に対する激しい温度差があったことが伺える。その原因は、武家の末にいる高崎正風らと違って、近衛忠房ら上層公家は孝明天皇は本心から親征したくないということを知っていたからであろう。天皇本人がいやなら、勅が出されようがなんだろうが、天皇はそれを現実化させないためになんとかする。実際、孝明天皇はなんとかするため、解決策として中川宮への西国鎮撫

²⁰³ 『統再夢記事』二、p74～76。

²⁰⁴ 同上、前章第三節にも触れてある。

使任命を出した。それでも親征に行かさせられそうになると、八月十八日の政変に踏み切った。

原口論文によると、孝明天皇が八月十八日の政変を通して三条実美らを排除しようとしたのは、「天皇の権威と宮廷内におけるその権力が、彼ら(＝三条実美ら)によって冒瀆・凌駕され、権力が臣下に掌握される危険性ということであり、天皇はこの点に危機意識をもっていた」²⁰⁵からである。前章第一節で述べた七月十七日の朝議で島津久光召命が中止となったことが、天皇の権威が三条ら臣下に凌駕されたよい例である。それに対し、孝明天皇は憤怒して、「若此以後たやすく勅を返すに於ては、朕に於ても位をすべる間、関白並其方(＝国事掛)共も、辞職辞表致候覚可有之候」²⁰⁶という勅詔を下した。つまり、前掲朝廷内の力関係図には、天皇を朝廷権力の核心として設定したが、文久三年(1863)八月上旬の段階では、三条実美らが気焰を揚げたせいで、孝明天皇本人は自分が朝廷権力の核心であり続けることを一生懸命維持しなければならない窮境に陥ったのである。中川宮の西国鎮撫使任命も、八月十八日の政変も、孝明天皇がその窮境から抜け出て、再び政界を制御するための手段に過ぎない。そして、近衛忠熙・二条斉敬らはその行動に同調することによって、鷹司輔熙を貶し、自分たちの朝廷内での地位を高めようとした。これが彼らが政変に参加した真の理由ではないだろうか。

第二節 会津藩の政変準備

町田論文では、会津藩は高崎正風の話に乗り、「京都守護職としての責務から、特に文久国是(破約攘夷)による政令二途から惹起した西国問題(長州藩と幕府・小倉藩の確執等)への善処の意図」から薩摩藩と手を組んで政変に参加したが、「結果としてその武力を薩摩藩によって利用され」²⁰⁷たと指摘されている。しかし、島津久光からの誘いならともかく、果たして会津藩は一介の外様藩士である高崎正風の計画をやすやすと受け入れ、自分たちがなんの準備もなく、無償で兵力を提供し、受身のままで危険性の高い政変に参加するのだろうか。以下はこれについて分析していきたい。

まず、八月十三日の夜、高崎正風が会津藩公用人を訪ねたところから見

²⁰⁵ 原口清、「文久三年八月十八日政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p206。

²⁰⁶ 『七年史』上、p384～385。

²⁰⁷ 町田明広、「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について―八月十八日政変を中心に―」、日本史研究会編、『日本史研究』539、2007.7、p41。

てみよう。当時高崎正風と接した広沢安任の記録である『鞅掌録』によると、次のようである。

〈前略〉…時ニ薩州高崎左太郎、突然トシテ我等ノ旅寓ニ来リ。親王ノ大ニ憤発セラレ、当路ノ姦臣ヲ除キ、真ノ叡慮ヲ遵奉セント決心セラルハカ故ニ、同意ナルニ於テ、力を戮スヘシ。然らず共、薩一藩ニ於テ、之ヲ助ント欲ス。尊藩ノ職ニ任セラルハカ故ニ、敢テ告サルヲ得スト云フ。大野英馬・松坂三内・秋月悌次郎及安任等、皆謂、近頃ノ所謂叡慮ナル者、甚々疑フヘシ。真ノ叡慮ヲ遵奉スルニ於テハ固ヨリ願フ処ト、以テ我公ニ白ス。公ニ機会ノ来ラサルヲ待玉ヘリ。於是安任、悌次郎ト共ニ往キ、武田相模守ヲ以テ親王ニ奏ス。親王大ニ悦ヒ、一身ヲ碎クモ厭ハスシテ、真ノ叡慮ヲ遵奉セント云ハル。天皇方ニ神事アリテ、親王尚法体ナラルハヲ以テ天前ニ出テラルハ能ス。十六日神事了ヲ以テ言上セントイヘリ。是ヨリ先、左太郎ト相識者ナシ。此日初テ悌次郎ヲ尋来リ。此ノ大事ヲ謀ル其決心ハ、亦称スヘシトス。²⁰⁸

すなわち、高崎正風は、中川宮が奮発して「当路ノ姦臣ヲ除キ、真ノ叡慮ヲ遵奉」しようとしたので、薩摩藩もそれに協力するが、会津藩も「同意」ならば力を合わせてほしいと、会津藩に提携を求めた。そして、たとえ会津藩が断っても、「薩一藩ニ於テ、之（＝中川宮）ヲ助」けると、薩摩藩の決心を強調した。広沢安任らは高崎の説に賛成し、「真ノ叡慮ヲ遵奉スルニ於テハ固ヨリ願フ処」といって藩主の松平容保に同意を求めた。松平容保はもともと「機会ノ来ラサルヲ待」っていたので、それを許した。その後、広沢安任らが中川宮のところに行くと、中川宮は十六日に密奏すると約束した、ということである。

ここにいくつか注目すべき点がある。まず、政変の動機として、薩摩藩士奈良原繁の報告書には「実ニ神人可怒之時節到来ノ機会ト見及」²⁰⁹ だと書いたが、広沢安任の記述には繰り返し「真の叡慮を遵奉する」という文言を用いて、政変における孝明天皇の主導性を示している。序章で述べたように、『鞅掌録』は成立期間が不明なままだが、広沢安任の回想録であったことが確かである。明治年間に書いたものであれば、王政復古以来会津藩にかけられた朝敵の汚名を払拭するため、政変に関する記述において、自分たちの無実と忠誠を強調するために「真の叡慮」という文言を使った可能性もある。しかしながら、会津藩が文久二年（1862）年末に入京後、近衛忠熙ら上層公家、特に右大臣二条斉敬との親交に励んでいたことを考

²⁰⁸ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p520～521。句読・傍線は筆者がつけた。

²⁰⁹ 同注 171。

えると、会津藩側が高崎らよりも親征行幸の勅に関する上層公家の動向を知って、天皇の主導性をより認識していたというのも、まんざら後からつけたものではないと考えられる。

二条斉敬は、母が水戸徳川家の娘であり、朝廷内では特別に幕府寄りの人間と見られる。文久三年（1863）四月二十三日、松平容保は登城の帰途に二条斉敬の別荘に遊びに行き、日が暮れるころに帰ったが、その後また和歌を詠じて二条斉敬に贈ったという。²¹⁰ 松平慶永の回想に「徳川家の制規ニて、御三家を始め諸大名皆公家衆へ交際するを禁」し、「近き親類ニ候へハ、書翰往来ハ無構」²¹¹とある。この規制から見れば、会津藩と二条家との間柄は親類並みであったといえよう。七月二十二日、二条斉敬は会津藩士大野英馬を招き、「もともと攘夷の儀は、幕府へ御委任の事なれば、幕命即ち勅命に候間、了管これあり候者は、たとえ朝命にても容易に打払いなどいたさざるは当然に候…〈中略〉…右よりの儀を申し聞かせ申せば、因循とか姑息とか心得、殿下、三条などへ申しふらし候間、近親の間柄に候えども、かように深密の談は、御名殿（筆者注一松平容保）ばかりに候」²¹²という懇話を披露した。ここからも、二条斉敬の松平容保に対する深い信任が見られる。二条斉敬と親交を持ったことは、会津藩が朝廷とくに上層公家の動向を把握する絶好のルートともなったであろう。

次に、『鞅掌録』八月十三日の条の注目に値する点は、会津藩公用人たちが「真ノ叡慮ヲ遵奉スルニ於テハ固ヨリ願フ処」といったことと、藩主松平容保について「公ニ機会ノ来ラサルヲ待玉ヘリ」と記したところにある。この記述の中で、「真ノ叡慮ヲ遵奉スル」ということは、「姦臣ヲ除」くことと繋がっており、すなわち親征行幸に反対し、朝議を一変させることである。それが広沢安任ら会津藩公用人にとって「固ヨリ願フ処」である、というと、広沢安任らにも、もとより政変を行う気があったと読んでよかろう。そればかりか、藩主松平容保にも「機会ノ来ラサルヲ待」っており、言い返せば、機会が来るのを待っており、事を挙げる機会が待ち遠しかったということの意味する。高崎正風の話によると、彼が広沢安任らに政変について密談した時のことは、次のようである。

会津へ参、何某へ段々之次第及密話候、於彼方甚以不可解事と竊ニ話合不安堵存候処、御所向之義ハ望洋不分明故、只今迄打過居候、如右候ハハ燃眉之大変にて、早々御下手被為在度、委曲主人へ可申間と申候故、佐太郎左様緩々いたし候事にてハ不相成と気色立候得は、聊遅々致候にハ無之、

²¹⁰ 『七年史』上、p283。

²¹¹ 「前世界雑話稿」、『松平春嶽全集』一、p253。

²¹² 『京都守護職始末』一、p157～159。『七年史』（p387～391）には七月二十一日とする。

君臣之手数故主人へ申聞候而と御答ハ申候とも、御不同意と申儀ハ決而無御座候間、早々御施為可被成との事にて、何か手筈申談候よし。…〈後略〉²¹³

高崎正風が政変のことについて会津藩士に「密話」をしたが、会津藩士は「甚以て不可解なる事と竊ニ話合」い、「委曲主人（＝藩主松平容保）へ」言上すると答えた。高崎正風は藩主に通報するのは時間がかかるので、それを嫌がると、会津藩士はまた、藩主に通報するのは「君臣の手数」であり、藩主が「御不同意と申す儀ハ決て無」いと答えた。この記述から見ると、広沢安任らは藩主松平容保に通報する以前に、政変に参加する意を固めたように見える。しかし、高崎正風のような見ず知らずの外様藩士がいきなり政変というとんでもない話を持ちかけてきたにもかかわらず、藩主の意見を聞く前に、それに参加すると決めることができたのは、自分たちにも同じ企図があった以外、解釈できないのではないだろうか。すると、高崎正風の話聞いて、広沢安任らが「竊ニ話合」ったのは、その発想が不可解だったためではなく、むしろ自分達で計画している政変の情報が漏れたか心配していた現われであるとも考えられる。

そもそも会津藩にとって、公武合体の推進者として上京した以上、朝威をバックに即時攘夷を提唱し、幕府と対立している三条実美ら過激派公卿は目障りではしなかった。これも会津藩が近衛忠熙・二条斉敬ら穏健派と立場が一致している原因の一つであるが、会津藩が過激派を排除しないと、朝政を変えることができないと考えるようになったのは、姉小路公知暗殺事件が起きた五月二十日頃だった。文久三年（1863）二月十九日、イギリス軍艦数艘が横浜に来航し、前年八月の生麦事件に関して、島津久光の首及び賠償金五十ポンド（日本三十五万両）の支払いを要求した。²¹⁴ 五月九日、老中格で外交事務を勤めた小笠原図書守長行は攘夷派の反対を抑え、イギリスに償金三十万両を支給した。そして、折衷策として鎖港の書を各人に送り、近日そのために応接せんことを通達したが、各国から論難の返書を受けてしまった。²¹⁵ この知らせが同月二十日に京都に届くと、小笠原長行は朝廷からも論難された。『京都守護職始末』には、

そもそも償金の件と通商拒絶の件とは別問題であつて、彼に償うべき相当の義務があるならば、それを先に償ってから、拒絶の議を持ち出すべきである。過激な堂上たちが、これほどはっきりした理非も顧ないで、朝議であくまで償金を支払うことを幕府に許さないの、その結果、長行朝臣らに、違勅の処置

²¹³ 『伊達宗城在京日記』、p211。

²¹⁴ 『京都守護職始末』一、p80。

²¹⁵ 『七年史』上、p297。

に出でるほかない仕儀にいたらせた。事がここまできては、わが公らも、公武一和を謀るには、過激堂上をしりぞけるよりほかに道のないことを嘆くばかりであった。²¹⁶

とある。ここでいう違勅の論理も、前述した長州藩の下関外国船砲撃を傍観した小倉藩への罪名と同じ、朝廷から攘夷の勅が下された以上、攘夷を実行しない者は違勅と見なすものである。しかし、実際外国と交流があり、日本と外国との間の軍事力の違いを知っている幕府側としては、勅だからとってたやすく攘夷ができるものではなかった。当日、松平容保は老中板倉勝倉・水野忠精とともに参内し、償金交付の件を報告した。しかし、「理非も顧みず、「あくまで償金を支払うことを幕府に許さない」という朝議に彼らは失望し、「公武一和を謀るには、過激堂上をしりぞけるよりほかに道のない」と嘆くばかりであった。これが幕府側の過激派排除の意思を固めさせる始まりといえよう。

さらに、薩摩藩が親征論を心配し、七月から度々近衛忠熙らに過激派排除を口説いたと同じように、会津藩もまた日々悪化した京都の時勢を憂い、京都町奉行と相談したことがあった。すなわち、

一 時二町奉行永井主水正ハ薩人田中雄平自刃ノ事ヲ以テ、朝廷より命シテ閉居セシメラレ、独り滝川播磨守事ニ任セラル。而シテ世上殺伐ノ風愈行ハレテ、一ノ罪人ヲ護(原書注一獲カ)ル者ナク、又張紙ヲ以テ門答シテ、市中ノ政ヲ動スニ至ル。播磨守等之ヲ患ヘ、安任ヲ召シテ、近日ノ妥ナラサル余職ノ挙ラサル処ニシテ、深ク愧縮スル処也。…〈中略〉…是切ニ余及ハサル処ト雖トモ、守護職ノ任モ拳ルトセス、如何シテ所置スヘキヤ、心ニ安スル能ハス。是ヲ主水正ニ謀レル。彼モ亦策ナシトス。私ニ聞ク、殿下年老テ暴ヲ厭ヘリト、若輩往キ、之ニ説キ、制止スルコト能ハスヤ。然レトモ、此策モ亦極メテ拙ニシテ、困スルヲ知ル。豈他ニ良図ナカランヤト。安任対テ曰ク、事ノ由ヲ熟察スルニ、恐クハ殿下ノカモ及ヒ難シ。…〈中略〉…是賊ト雖トモ朝廷ノ間甚タ愛憎スル者有也。且彼暴力ノ張紙ヲ見ルヲ視ルニ、幕府ノ勢ヲ傾ケント歎スルニ非ルナシ、是愛スル所ノ賊也。故ニ之ヲ殿下ニ説クモ益ナキヲ知ル。然レトモ、余所見ヲ以テスルニ、無辜ヲ殺戮スル草莽ノ如ク暴行ノ甚タシキ、神火ヲ放ツト云ニ至ル。徳川御家ノ政ヲ任シ玉ヘシより恩沢ノ加ハル此ノ如キハアラスシテ、諸侯ノ怨ヲ結ヒ、諸民ノ処ヲ得サル有ルニ非ス。天時・人事ヲ察スルニ、殆ト其ノ極ニ至ル。天人必ス之ヲ棄ツルニ至ラン。寡君ノ黙々タルモ亦此意也ト云フ。播磨守色柔ケル如クニシテ、然リヤ、然共、事聞ヘハ、江戸の有司必ス疑

²¹⁶ 『京都守護職始末』一、p116。

懼セラルヘシ。君公書ヲ遣ラハ、我意モ亦同シト添書ヲシ玉ハン事ヲ乞フト云ハル。安任諾シテ退ク。後公書ヲ裁シテ、閣老ニ報シ玉ヘテ、京地ノ安カラサル其実ハ余職ノ挙ラサル処恐縮謝スルニ詞ナシ。然共之ヲ鎮静スルニ於テハ、大ニ関係スル処アリ。容易ニ発セハ却テ累ヲ生セン事ヲ恐レ、持重シテ之ヲ待タハ、其悪貫盈天人共之ヲ棄ン。町奉行等ノ見モ亦同シト認め、其草案ヲ以テ播磨守ニ示シ玉フ。播磨守此ヲ視テ意稍安ス。²¹⁷

ということである。この史料は『鞅掌録』文久三年（1863）八月二日の条の前に掲げられているが、『七年史』では七月二十九日以前とする。また、長文のため省略したが、文中には「薩人田中雄平自刃ノ事」や「伊丹蔵人・山田堪解由ヲ獲ル」という文言がある。前者とは姉小路公知暗殺事件の容疑者である田中新兵衛が町奉行に捕獲されると、五月二十六日の夜に自殺した²¹⁸ことであり、後者は六月二十二日、伝奏野宮定功より会津藩へ中川宮の家臣で挙動不審な伊丹蔵人・山田堪解由らを捕らえようと伝達されたこと²¹⁹を指しているので、京都町奉行滝川播磨守具知が広沢安任を招いたのは、六月の末から七月の末までの間だろうと推定することができる。

滝川具知はまず「世上殺伐ノ風愈行」なわれ、「張紙ヲ以テ門答シテ、市中ノ政ヲ動」すようになったなどを例に挙げ、京都市内の治安の悪化ぶりを話し、自分は「職ノ挙ラ」ないことに恥じると述べた。そして、このことを閉居中の同僚である永井尚志と相談したが、一向に解決策が出ないので、殿下、即ち鷹司輔熙関白に進言し、関白になんとかしてもらうように考えて、広沢安任の意見を求めた。広沢安任は当時市中に横行した「賊」は「朝廷ノ間甚タ愛憎スル者」であり、その張紙にも「幕府ノ勢ヲ傾ケント歎スル」ものばかりなので、彼らは世の中で勤皇佐幕の志士と受け取られたため、関白に進言するのは得策ではないと答えた。しかし、「無辜ヲ殺戮スル草莽ノ如ク暴行」は、「天時・人事ヲ察スルニ、殆ト其ノ極ニ至ル。天人必ス之ヲ棄ツルニ至」り、いずれ報いがくるだろうから、また滝川具知を慰めた。そして、「寡君ノ黙々タルモ亦此意也」というように、京都守護職である松平容保は、世人が過激派を棄て、自分らが行動する好機会を待っていることを暗示した。その後、滝川具知の要請に応じ、松平容保は江戸にいる老中に京都の治安が一向に収まらないことを説明する書簡を発し、その草案を見せた。すなわち、「之（＝過激派）ヲ鎮静スルニ於テハ、

²¹⁷ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p507～509。傍線・句読は筆者によるものである。なお、原書には「然共之ヲ鎮静スルニ於テハ、大ニ関係スル処アリ。」という文書が二度繰り返したが、書き間違いかと思われるので、ここでは省略する。

²¹⁸ 『七年史』上、p310。

²¹⁹ 同上、p357～358。

大イニ関係スル処アリ。容易ニ発セハ却テ累ヲ生セン事ヲ恐」れていたため、町奉行滝川具知に敵の「悪貫盈天人共之ヲ棄」てる時まで「持重シテ之ヲ待」つように誡めたのである。

この記述において、滝川具知と広沢安任が言っていたいわゆる「鎮静」すべきもの、つまり筆者が上の段落で過激派と書いたものは、表面上は天誅・張り紙などを乱発した過激派浪士のことを指しているが、実際、その浪士たちが好き勝手に治安を乱れ、政治を動かすことができたのは、裏で三条実美ら国事掛の過激派公家と親交を持ち、三条実美らを通して自分たちの意見を具現化させたからである。すると、過激派浪士を徹底的に排除するというのは、過激派公家をも排除する意が含まれていると考えられる。これを前掲八月十三日高崎正風の来訪後、広沢安任の「公（＝松平容保）ニ機会ノ来ラサルヲ待玉ヘリ」²²⁰という記述と照し合せると、松平容保は過激派排除の機会を首を長くして待っていたことがわかる。そして、いわゆる「悪貫盈天人共之ヲ棄」てる時は、大和親征行幸の勅が下った八月十三日であったといえよう。

前掲奈良原報告書には、高崎正風ら薩摩藩士が「去ル十日此ヨリ頻リニ諸藩之模様相伺候処、会藩以外致奮発居候事情」²²¹を知ったとあるので、過激派排除行動において、薩摩・会津両藩はほぼ同時に動き出していたと見てよいだろう。すると、高崎正風は単に兵力を求めるだけではなく、同じ意志（過激派排除の意）を持つ仲間を求めるために会津藩と連携を申し出たといえよう。裏を返せば、薩・会の連携は、会津藩が受身的に高崎正風の誘いに乗ったのではなく、双方が同じ目的に向かうために手を組んだと見るべきではないだろうか。

さて、政変に踏み切った後の会津藩の動向を見てみよう。『鞅掌録』に、

一 十四日、交番ノ人数ヲ還ルヲ止ム。四隊交番ヲ以テ守衛トシ、家老神保内蔵助、番頭長坂平大夫・加須屋左近・坂本学兵衛等、其組士ヲ率へ、次キ逐テ着京シ、井澤（筆者注—井深カ）茂右衛門・内藤近之助等、之ニ代テ帰ル。来ル者ハ八日ヨリ着シ、往ク者ハ十一日ヨリ帰ル。時二世上ノ甚々安カラサルヲ以テ、急飛ヲ馳セテ之ヲ還ラシム。先ナル者ハ桑名ヨリ還り来リテ、人数合セテ八隊トナル。絲屋破却ノ事²²²等有ルカ故ニ、人モ又怪シム者ナシ。時ニ公

²²⁰ 同注 208。

²²¹ 同注 171。

²²² 八月十三日の朝四時頃、堀川の大和屋という西陣織物商の家に浪士による放火で火事となった事件で、禁裏に近かったため大騒ぎとなった。この騒動は会津藩配下の新撰組局長芹沢鴨の仕業との説があり、結果的に会津藩が兵力召還のためのカモフラージュとなった。しかし、この騒動は大和親征行幸の勅が出される前に起きたものであり、会津藩の示唆でやらせたとすると、会津藩が大和親征行幸の勅が出されなくても政変を行う

書ヲ閣老ニ報シ玉ヘテ、時勢追々切迫トナリ、此ノ如キ至ラセランコトヲ欲センカ、止ヲ得ス親征ヲモ命セラルルニ至レリ。然共未タ命脈ヲ絶シ事ニモアラスシテ、尚カヲ尽スノ道アレハ、必ス後ノ一書ヲ呈スルヲ待ツヘシ。其間紙上ニ述ヘ難キ味アリト云ヒ玉フ。…〈後略〉²²³

とある。幕末の会津藩は長沼流の兵制を用いて、御本隊という藩主の直属部隊のほか、三人の家老が陣将となり、それぞれ四隊を率いる。総じて三陣があり、一番・二番・三番というように順次をつけてある（史料上、一番部下・二番部下・三番部下と呼ばれているが、以下は便宜として一番陣・二番陣・三番陣と称する）。文久二年（1862）秋、松平容保が京都守護職に任命され、その年の年末に京都に入って以来、京都に滞在していたのは、御本隊の半分と一陣の兵士であった。上の史料で八月十一日に帰国の途に着いた井深茂右衛門重常・内藤近之助信節らの番陣は、家老田中土佐玄清が率いる三番陣である。それと交代するため、八月八日に京都に入ったのは、家老神保内蔵助利孝が率いる一番陣である。²²⁴ところが、八月十四日、京都を発ったばかりの三番陣は「世上ノ甚タ安カラサル」ため召還された。召還の真の理由は、いうまでもなく、八月十八日の政変に備えるためであるが、八月十三日にちょうど糸間屋炎上事件があり、治安維持を口実にしたため、会津藩兵が倍増したことに「人モ又怪シム者ナ」かったという。

八月十四日に三番陣を呼び戻したため、会津藩兵は御本隊半分プラス二陣が在京することになり、政変後、褒賞を出すために諸藩の出兵人数を調べた記録によると、会津藩兵は計千八百八十八人であった。²²⁵このような態勢は、翌元治元年（1864）七月十九日の蛤御門の変²²⁶まで続き、『京都守護職始末』によると、当時会津藩在京の藩兵は「およそ千五百人内外」²²⁷である。また、文久三年（1863）七月三十日、会津藩が天覧に供するため、馬揃い（練兵）を演出した時は、松平容保に従い、「藩兵千人」²²⁸が参内したので、御本隊半分プラス一陣はおおよそ千人であることがわかる。すると、多少ずれがあるが、一陣は六百～八百人ぐらいいたと考えられる。

つもりであるということになる。これは高崎正風来訪後、松平容保が「機会の来たらざるを待」っていたという広沢安任の記述とも、数日前に帰国させたばかりの兵力を召還したこととも矛盾するので、突発事件と見るべきであろう。（『七卿西竄始末』三、p146～149）

²²³ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p522～523。

²²⁴ 『幕末会津往復文書』下、p37～39。

²²⁵ 『七年史』上、p469。一説千八百八十一人であった。

²²⁶ 文久三年（1863）八月十八日の政変で京都から追い出された長州藩主従が率兵上京して、会津藩や諸藩の軍隊と蛤門の付近に戦って敗れた事件である。

²²⁷ 『京都守護職始末』二、p86。

²²⁸ 『会津若松市史』五、p108。

八月十一日に帰国の途についた三番陣は、十四日の召還命令を受けるや否や、「先ナル者ハ桑名ヨリ還リ来」というので、先頭部隊は桑名に着いていたことは確かであった。桑名は東海道の駅の一つであり、田中土佐が率いた三番陣はまず江戸に向かって、それから会津西街道経由で会津に戻る予定だったのであろう。『旅行用心集』²²⁹によると、東海道（京都—江戸）は全長一二四里半十五丁であり、そのうち、京都より桑名までは四十二里半一丁である。一里は約四メートルなので、京都から江戸までは約五百キロメートルであり、京都から桑名までは約百七十キロメートルである。文久二年（1862）十二月、京都守護職の行列は九日に江戸から出発し、二十四日午前京都市内に着き、約十五日間かかった。つまり一日中約三十キロメートルを歩き、このペースで行くと、桑名までは四日～五日ぐらいかかる。一方、飛脚の場合、京都—江戸の間は四日で着く²³⁰ので、京都から桑名までは一日で追いつけるが、会津藩が政変に踏み切ったのは十三日の夜なので、召還命令が届けたのは十四日の夜だろうと考えられる。飛脚が桑名に帰国部隊の先頭を追いつけたことから、帰国部隊はほぼ通常速度で移動していたことがわかる。つまり、彼らが京都を出発した八月十一日の時点で、会津藩には政変を行う予定がなかったのであろう。

会津藩の藩兵が東海道を通して帰国するのは、東海道沿線に旅籠が多かったためであろう。しかし、いくら旅籠が多くても、一箇所宿場に六七百人の大人数を全部泊めさせるわけがない。いったん呼び返されると、前方の予約を取り消しにするのはともかく、京都に帰るための宿も問題になる。芳論文では、この計画外の行動について、「帰国途上のものを呼び返したというのは、薩摩藩からの申し入れによる俄かな処置と解すべきで」²³¹あると指摘し、政変の発想は薩摩藩によるものであり、会津藩は受身的に行動をとったと解釈した。しかし、果たしてそうであろうか。

もし会津藩はあくまでも薩摩藩の兵力要請に応じて行動したならば、八月十六日の朝、未遂に終わった薩摩藩主導の政変にも、会津藩は出兵したはずであり、つまり召還した兵隊は遅くとも八月十五日に京都に戻って来なければならぬ。ところが、政変後、松平容保が米沢藩主上杉齊憲に送った手紙によると、召還命令によって再び京都に戻った三番陣が揃ったのは、八月十六・十七日である。²³² 一番先頭の部隊が十五日桑名を発ち、十七日に京都まで戻ったと仮定すると、前の段落で計算した移動時間の半分しか

²²⁹ 八隅蘆庵、今井金吾解説・註、『旅行用心集』、八坂書房刊 1972、p10～13。

²³⁰ 会津若松市総務部秘書広聴課編、『幕末会津往復文書』上、会津若松市 2000、P34。「三十時積り四日飛脚」を使って急信を伝達する。

²³¹ 芳即正、「文久三年八月十八日の政変と島津久光」、『明治維新史学会報』39、p7。

²³² 『七卿西竄始末』三、p205～207。

かからなかった。政変に間に合うために、倍の速度で戻ってきたのであろう。しかしながら、それでも高崎正風が計画したように、八月十六日の朝、中川宮の密奏後、すぐに政変を行うには間に合わなかった。この食い違いは、いわゆる薩・会同盟は表面上の提携にすぎない実状を暴露させている。その上、会津藩ははじめから八月十六日に政変を行う気がなかった証拠ともなる。これを前章で述べた八月十六日の失敗に対する会津藩公用人の反応と照し合せて考えると、いたく失望していた高崎正風や中川宮と比べて、広沢安任らがいかに冷静に見えた理由は、ここにあるであろう。

さて、この史料の後半部についてみてみよう。大和親征行幸の勅が下ると、松平容保は江戸にいる幕閣に手紙を出し、時事を報告し、自分らは対応策を整えたと言っている。その手紙の中に、「尚力ヲ尽スノ道」というのは、文脈からしても、「其間紙上ニ述ヘ難キ味アリ」という表現から見ても、政変のことと解してよいであろう。その後続く「必ず後の一書を待つべし」という文言には、隠然と政変に成功する自信が伺える。松平容保は兵力が倍増すると、たとえ三条実美らの後ろに隠れる長州藩と武力でぶつかっても勝てると判断して書いたと思われる。『鞅掌録』のこの記述は、十三日の高崎正風の来訪のあとにつけたが、『京都守護職始末』には大和親征行幸の勅が下ってすぐ取った行動のように記されており、「それというのも、叡旨のあるところを知って、ひそかに心に決するところがあったからである」²³³とある。どちらにしても、文書の中から薩摩藩の影響を受けた気配が見られないのは、会津藩側が自分たちの政変に対する主動的な立場を認識しているからだといえよう。つまり、会津藩が八月十三日になって政変を行う決断をしたが、高崎正風の提案に乗っただけではない。むしろ、会・薩両藩が八月十三日に並行的に動き出したと見るべきであろう。

ここにもう一つ、注目すべき点がある。すなわち、「尚力ヲ尽スノ道アレハ」の前に綴った、「未タ命脈ヲ絶シ事ニモアラスシテ」という文言から、会津藩の政変に踏み切る動機が含まれていることである。文中の「命脈」というのは、会津松平家ではなく、その本家に当たる徳川將軍家のことであろう。前述したように、大和親征行幸の勅も、中川宮へ下った西国鎮撫使の任命も、朝幕間の提携を不安定化させる爆弾であった。その二つの勅は、江戸開府以来、二百年間続いた大政委任の政治体制を壊そうとしたからである。そもそも徳川將軍家は、天皇から征夷大將軍の任命を得たゆえに、武家のトップに立ち、全国支配の正当性を獲得したものである。前掲池田慶徳の親征反対論にも述べたように、「武臣共未盡本職以前に、右等、

²³³ 『京都守護職始末』一、p185。

親征は御早過」²³⁴ぎたと思われる。言い換えれば、幕府を除いて、天皇がみずから親征に乗り出すと、幕府に大政を委任する意味がなくなる。親征の勅だけではなく、中川宮への西国鎮撫使任命にも同じような意味合いが含まれている。史料によって、西国鎮撫使を「鎮撫將軍」と称するものもある。²³⁵つまり、征夷大將軍を差し置き、他の者が攘夷活動を担当すると、徳川家を権威付けた名分がなくなり、將軍家といっても一般の諸侯大名と区別がつかなくなる。幕府の権威のバックがなくなると、徳川家の存続も危うくなるだろう。「大君之義、一心大切に忠勤を存ずべ」し²³⁶という家訓に従い、京都守護職となり、幕府のために公武合体の成就を励む会津藩にとって、親征は徳川家の命脈を断絶する危機に繋がり、ついでは親征の議を倒幕企図とまで解釈したのも、このためであろう。

以上述べたように、会津藩側は五月下旬に、朝廷のイギリスに償金を交付する一件に対する反応を通し、三条実美ら過激派公卿を排除しないと、朝議は変わらないことを認識した。そして、悪化しつつあった治安を感じ取り、遅くとも七月の末より過激派を排除する機会を待っていた。八月十三日、大和親征行幸の勅が下ると、会津藩は幕府側の劣勢を一転するため、政変をやらざるをえないと認識した。高崎正風が提携を求めにきたのは、まさにその時であった。ところが、高崎正風の要請に応じたとはいえ、会津藩は薩摩藩と全く一致した行動をとったわけではなかった。そればかりか、八月十四日の兵力召還からも見られたように、会津藩は独自に政変の計画を考え、十八日の政変に向けて準備をしていた。十四日の兵力召還について、『京都守護職始末』に「人はみな浪士鎮圧のためと思って、わが深謀を気づく者はなかった」²³⁷と述べたのは、八月十八日の政変に対する会津藩の主動性を証明することになる。

ところで、八月十三日から十八日までの間に、会津藩はいつから、どんな手を使って、孝明天皇や近衛忠熙・二条斉敬ら上層公家と連絡を取ったのだろうか。八月十三日の夜、高崎正風らとの提携が成立後のことについて、『京都守護職始末』に、

そのとき、たまたま聖上は神事を行われていたので、宮はまだ法体であるため宸儀に近づき給うことができず、十六日、神事の終るのを待って、ただちに参内し、事の顛末を奏し、勅許をえて事をはかろうと計画を立てたが、これほど

²³⁴ 同注 197。

²³⁵ 注 159 と注 171 に参照されたい。

²³⁶ 会津郷土資料研究所編、「会津藩家訓十五ヶ条」、『慶応年間会津藩士人名録』扉、勉強堂書店 1992。

²³⁷ 『京都守護職始末』一、p190。傍線は筆者によるものである。

の大事を決行するには、主上の御親任ふかい近衛前殿下御父子並びに二条右府の賛助をえなければならない。そこで、薩藩の士が近衛御父子に説くことを約束し、二条公の方をわが藩士が説得することに手はずをきめた。わが公は、大野重英を二条邸につかわし、大野が公と謁見し、くわしく事情を陳述し、非常手段で革新を計るのでなければ、国事はついになしがたいと、至情面にあらわれて、縷々数千言を陳べたので、公もやや覚る色があったが、会津と薩摩の兵力で、過激の浪士や長州兵を圧伏することがはたしてできるかと疑い、たやすく賛同しようとはされなかった。けだし、なまじい事をしでかして、不測の過乱のもとになっては、という心づかいからであった。

重英はそこで、皇極天皇の御世、御祖先の鎌足公が中大兄皇子を助けて、賊臣蘇我入鹿を誅し賜うたこと²³⁸を思し召せば、今日の場合、躊躇なさはすこしもないことを色を正して言上したところ、齊敬公は、膝をはたと拍いて、「汝の言うことはもっとも至極である、ともに力をつくそう」と言われた。また、前殿下御父子の方は、薩摩の藩士の力で説を入れ、ことなく賛同された。²³⁹

とある。詳しい月日がわからないが、中川宮が十六日に密奏した後、すぐに政変を行う前提において、朝廷内での仲間を確保するため、薩摩藩が近衛忠熙父子に、会津藩が二条齊敬に説得に行かせた。二条齊敬ははじめに「なまじい事をしでかして、不測の過乱のもとにな」ることを恐れ、賛同しなかったが、会津藩士大野重英が藤原鎌足の協力によって大化改新が成功したことを例に挙げ、政変に参加するように勧めたため、二条もようやく同意した。一方、薩摩藩のほうも近衛父子から賛同を得たと書いてある。

ところが、前述したように、薩摩藩側の史料によると、高崎正風による近衛父子への説得は失敗に終わった。『続再夢記事』に記された秋月胤永の話にも、十六日の密奏前のことについて、「近衛殿・二條殿へ参上して、浮浪の徒罪已ニ極まれり、速に御処置あるへしと申上しが、御両所とも大事なれば、容易くハ処置に及ひかたしと仰げる故、更に尹宮へ参上」²⁴⁰したと述べたため、十六日朝の密奏以前に薩・会が近衛・二条と接触したことは確かであり、ただし、近衛忠熙と二条齊敬は十六日に政変を行うことに賛同しなかった、というのが正しいであろう。

『七年史』によると、中川宮の密奏は八月十五日とし、大野英馬が二条齊敬を説得した場面は密奏失敗の後に記されており、「(薩・会) 二藩相共に落胆せざるはなし、相議して曰く、宮中にして叡慮を助け奉らんは、中

²³⁸ 大化元年(654)、中大兄皇子(後の天智天皇)は藤原鎌足らと、当時権勢をほしいままにしていた蘇我入鹿父子を誅し、大化改新への道をひらいたことを指す。(原書注)

²³⁹ 『京都守護職始末』一、p189~190。

²⁴⁰ 『続再夢記事』二、p233~235。句読は筆者によるものである。

川宮ならではあるなし、予て主義を同じうし給へる近衛殿御父子、二条右大臣殿を説きて、宮と御協力を仰ぎ、叡慮を安んじ奉るに如かずとて²⁴¹とある。つまり、近衛忠熙・二条斉敬を説得することは、高崎正風・秋月胤永らが密奏の失敗を受け、もっと万全な準備をしないといけないと痛感したために、彼らの独断で行われたものとされた。高崎正風の日記にも密奏を八月十六日とした²⁴²ため、『七年史』に十五日と記されたのは、或いは夜明け前の参内を前日の夜にしたためであろう。しかしそれでも、落胆した高崎正風らが密奏の日に近衛忠熙を説得しに行った記述が、失望したため藩士たちと徹夜で酒を飲んでいた高崎正風の話と一致しない。『京都守護職始末』にも薩摩藩に関する部分が間違っているのも、単なる記述の誤りか、それとも高崎正風らの説得失敗という情報は入っていなかったのだろうか、確かめることができない。このように、『七年史』の政変前の記述はほかの史料と矛盾している点が多く、史料として用いるには慎重を要するが、この記述からも、最初から十五日の朝の密奏の後で政変を行うのなら、十四日の会津藩の兵隊召還ははじめから間に合わないとわかって出されたものになるので、会津藩がはじめから十六日ではなく十八日の政変に向けて準備していたことを物語っている。

続いて、八月十六日の密奏につき、『続再夢記事』に、

扱十六日にはいよ々々御発しの筈なりし故、肩唾を呑み待居たりしに、宮御参内ハありけれと、程なく御退朝となり、何の仰出されもなかりし故、一時ハ甚歎息致し、直ちに宮の御許に参りしに、本日ハ扨なき都合にて延引しけれと、明日ハ夜に入必ずとの御内旨ありし故、聊安心ハしけれと、一日延引したる事故、宮にも如何なる変を生すへきやと御悩慮あらせられ、我々ともにも大かたならず苦心致しへなり。²⁴³

とある。秋月胤永の話によると、自分は十六日に「いよ々々（政変を）御発しの筈」だったので、中川宮からのお知らせを待っていたが、「何の仰出されもな」かったため「一時ハ甚歎息」していた。すぐに中川宮のところに行ってみると、中川宮が天皇から「明日ハ夜に入必ず（行動する）」という「御内旨」を得たと確認したため、「聊安心」したという。この話からすると、秋月胤永らは十六日の密奏が失敗した直後に、天皇が十七日の夜に政変を行おうとすることを知った。これを『鞅掌録』の「親王ノ参セラレ

²⁴¹ 『七年史』上、p425。

²⁴² 「十六日 一 未明出發、次第略ス 昼過帰宿」。(北里闌、『高崎正風先生伝記』、啓文印刷工業 1959、p86)

²⁴³ 『続再夢記事』二、p233～235。句読・傍線は筆者がつけたもので、欠字は省略した。

シハ、鎮撫ヲ辞セラレタル也ト思へ共、天皇深密ノ勅ヲ蒙ラレシヲ知ルモノナシ。然共親王ニハ事敗レタリトシ、帰臥シテ屏息セラレタリ。」²⁴⁴という記述と照し合せてみると、この「天皇深密の勅」というのは、秋月胤永が言った「明日ハ夜に入必ず（行動する）」ということではなかろうか。

さて、孝明天皇が十六日は「抛なき都合」なので延引を望み、十七日の夜を行動の時間と指定したのは、なぜだろうか。それを召還された会津藩の兵力が十七日に総勢入京し、軍事力が整ったことと重ねるとわかりやすい。秋月胤永らが八月十六日前にすでに二条斉敬と連絡を取ったため、会津藩は右大臣二条斉敬を通して孝明天皇に兵力召還のことを知らせたと考えられる。すると、孝明天皇は中川宮の密奏を通して、会津藩に十七日の夜に行動するという合図を送ったのではないだろうか。秋月胤永はその一日の延引で中川宮も自分たちも「悩慮」「苦心」したと述べたが、公用人である彼が十四日に召還した会津藩の藩兵がいまだに京都に入らず、十六日の朝に事を挙げるには間に合わない事実を知らないわけがない。つまり、中川宮が十六日の失敗で「御悩慮」したとしても、秋月胤永らが「大かたならず苦心致」したというのは、建前にすぎないといえよう。

以上述べたように、孝明天皇と二条斉敬が会津藩とグルになって、はじめから高崎正風主導の十六日の政変を失敗させようとした可能性が高い。それを十六日の密奏に際し、息子にも同意しないように手紙を出すと宣言し、強硬な反対を示しておきながら、十七日になると迅速に政変のことを承知したという近衛忠熙の心変わりと合わせて考えてみると、近衛忠熙に対しても会津藩或いは二条斉敬から、十六日の政変を未遂にさせるという知らせがあったと考えられる。つまり、薩会同盟といいながらも、会津藩が上層公家とつるんで、薩摩藩主導の政変をいったん挫折させた上で、八月十八日の政変を企てていたのが真実であろう。当の八月十八日の政変について、詳しくは次節で述べる。

第三節 八月十八日の政変行動

文久三年（1863）八月十七日、孝明天皇は中川宮に対して、会津・鳥取両藩の武力を以て政変を行うとの宸翰を下したため、前日の密奏失敗のために気を落としていた中川宮も薩摩藩士高崎正風らも気を取り戻し、十八

²⁴⁴ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p524～525。句読・傍線は筆者がつけたものである。

日の政変の参画に加わったというのは、前章で述べた通りである。「近衛家文書」には、政変の計画書と思われる「薩摩藩士献策」の写本が収められている。この三通の献策には、政変当日の行動と、政変後の善後処理の方針が含まれている。当日の状況を理解するのに大事な史料なので、政変当日の行動に関する部分を以下に引用するが、善後処理の部分は、主に過激浪士の逮捕などに関するものであり、政変自体とは関係がないため、省略する。説明の便宜上、一つ書を除き、番号で書き分ける。

① 宮様御供、清和院御門ヨリ御入。

同御供○以下缺

② 総人数兵器等ハ蛤御門ヨリ入、公家御門・御台所御門辺へ未明参上、宮様御参奉待上候様致度候事。

③ 宮御参之上、即刻御門御門出入沙汰嚴重被仰出度事。

④ 列藩不殘以飛檄御召、主人滞京之御方々ハ急速御召之事。

⑤ 御参即刻正義之公卿方御召、御評議之事。

同二藩ヨリ御迎参向之事

⑥ 暴論之公家方何モ被仰渡、外之物御参内、御見込被仰達候事。

⑦ 浪士取押、会藩・所司代・両町奉行之諸手ヨリ御受越之事。

薩藩ヨリ罷出不苦候ハ、御請可申事。

⑧ 御親兵共被為召、御築地内堅メ被仰出事。

但勅命嚴重被仰出、万一御親兵之内異議を生じ候者有之候ハ、忽両藩へ征討被仰下度候事。

⑨ 朝議御一洗、御評議、第一公論を御主意と被遊、聊私憤之振舞無之様仕度候事。

⑩ 堺町御門長州堅メ御免、跡筑前へ被仰出度候事。

○

⑪ 宮様御参内之後、公家門之外皆鎖之置、純正之堂上方ヲ名指シテ被招呼、其外一切参内被差止候事。

⑫ 激家堂上方是迄偽勅取計、諸事強求致シ、叡慮ニ不為叶趣ヲ以退職令逼塞、諸人面会嚴重為差止、尤其家々へ詰合之藩士浪人直様令退去候事。

但地下総テ堂上方へ参入堅ク可禁制事。

⑬ 参政・寄人・御用掛リ之御向、一切被廢候事。

⑭ 在京之諸大名被召寄、又ハ主人無之者ハ詰合之重役等被招呼、都テ留守等之外、京都ニオイテ御用無之者ハ三日之内為引払候事。

⑮ 堂上家偽勅取計候訳ヲ以退役令逼塞候儀、在京諸藩ハ勿論遠近諸国迄早速令触達候事

但此時朝政御改正被遊候儀、御達被成候様仕度事。

⑩ 可被召堂上方、近衛様御父子・二条右府様・徳大寺右府様。○右府は内府の誤

外々有志正議之御方々可有之。

⑪ 可被召御大名、因州様・備前様・米沢様・阿波様御世子・土佐様兵之助・淀様。

○

⑫ 松平相模守 松平備前守 上杉弾正大弼

松平淡路守 山内兵之助 稲葉長門守

右一時至急被召度事

⑬ 右一時暴論家堂上参内御差止之事。○原書人名闕

⑭ 九門へ右被召候大名並其家来通行差許、公卿タリトモ一切為通間敷事。

⑮ 御所御門

右ハ公家門之外皆為閉、堂上タリトモ御沙汰無之者不参入候事。

⑯ 御所内ニ詰合候御守衛兵ハ、御沙汰ヲ以引払ハセ候事。²⁴⁵

この献策にから次のようなシナリオができる。政変当日、中川宮は同伴づきで清和門より参内する(①)。会・薩の藩兵と兵器は蛤門より入り、未明前に公家門・台所門の近くに着き、中川宮が参内するのを待つ(②)。中川宮が参内すると、すぐに禁門の出入りを統制し(③)、公家門以外の門を閉鎖し、「正議」・「純正」の公家は名指しで召すが、それ以外の者はたとえ公卿・堂上たりとも通させない(⑤⑩⑭⑮)。公家の中に、とくに近衛忠熙・忠房父子、二条斉敬と徳大寺公純を召す(⑩)。また在京諸藩の責任者を召し(④⑭⑮)、特に鳥取・備前・米沢・阿波・土佐・淀の六藩は急いで参内させる(⑪⑫)。 「暴論」の公家とそれ以外の者を分けて、参内させる公家を判断する(⑥)。「激家」・「暴論家」に属する公家は参内を差し止め(⑬)、偽勅を拵えたという名義で退職させ、逼塞に処し(⑫⑮)、他人と面会することを禁止し、それらの家に入出入りする浪士は退去させる(⑰)。国事参政・寄人・御用掛を廃し(⑬)、²⁴⁶ 朝議を一洗する(⑨)。長州藩が担当していた堺町門の警備を解け、筑後即ち久留米藩に交代させる(⑩)。浪士の取り押さえは守護職・所司代および町奉行が担当するが、薩摩藩も余力があれば加わってもよい(⑦)。御親兵については、御所を固めさせる(⑧)ことと、御所に詰めた者を引き払う(⑯)こととの二択に分けたため不分明で

²⁴⁵ 「近衛家文書」、『孝明天皇紀』四、792～796。原書注はそのまま引用し、番号・句読は筆者がつけたものである。

²⁴⁶ 『孝明天皇紀』(四、p790) 文久三年(1863)八月十八日の条には「朝議一変、俄に大和行幸の令を停め、参政・寄人等を廃」すという見出しがある。しかし、『京都守護職始末』(一、p205)には国事参政・寄人・御用掛が八月二十九日に廃止されたとあるため、或いは三条実美らに処罰を下した後で撤廃したことも考えられる。

あった。

この献策は、薩摩藩士によって近衛家に献じたものであるが、会津藩と相談して纏め上げたものであろう。その証拠は、①に中川宮の参内路線を清和門から入るとし、そこは土佐藩が警備しているところであるが、そこを通しても情報が漏れる心配はないと考えられたのは、土佐藩は八月十日からすでに会津藩と連携し、²⁴⁷ 十七日には「公子（山内兵之助）断然天前ヲ請ヒ、真ノ叡慮ヲ伺ハントナラハ、寡君（松平容保）固ヨリカヲ戮」²⁴⁸すというように同盟を結んだためであろう。それと同じように、⑰⑱に召すべき大名として、鳥取・備前・米沢・阿波・土佐・淀を挙げたが、これらも会津藩と交流のあるものである。⑲に召すべき公家として、近衛父子・二条斉敬とともに徳大寺公純の名前も挙げられたのも同様である。²⁴⁹ ②に兵力・武器を蛤門から入れ、公家門・台所門の近くで中川宮を待つというのも、蛤門の警備は会津藩の担当であり、公家門・台所門は守護職と所司代が共同に担当しているところであったからであろう。また、⑦浪士を取り押さえることを守護職・所司代・町奉行に任せると強調し、善後処理に治安維持の事務ばかり挙げたのも、京都守護職として京都に駐在する会津藩側の考え方によるものと考えられる。この献策は中川宮の参内を中心に述べ、近衛家に協力を求めたように書いているが、会津藩と談議を重ねた上に出したものであり、土佐藩とも同盟を結んだように見えるので、八月十七日、高崎正風が近衛家に説得しに行った時に提出したものであろう。八月十八日の政変当日には殆どこの献策通りに行動したが、これについては後述する。

さて、政変前日の上層公家たちの動向を見てみよう。『鞅掌録』に、

〈前略〉…右府大ニ憤発シ、自ラ任セラル。且親王ノ一タヒ之ヲ発シテ気ヲ興サル。亦近衛前殿下・徳大寺内府ハ素謀ノ人ナルヲ以テ、之ヲ謀ラシム。且宮中ノ職、内外ノ別アリ。親王・前殿下ニハ内事ヲ為スヲ得、右府・左大将ハ外事ヲ為スヲ得。前殿下時ニ桜木町ノ下邸ニ居ラレシカ、此タヨリ陽明ノ本殿ニ移ラル。左大将八年壯ニシテ、頗ル志気アリトス。親王、右府ノ志ヲ聞キ、亦決心セラル。内府ニハ固ヨリ異心ナシトス。時ニ親王ニハ天皇ノ未タ寐ニ就キ玉サルニ先チ、初更ヨリ参スヘシトセラレ、右府ニハ夜半ヲ期スヘシ。天皇縦ヘ寐ニ就キ玉フト雖トモ、天下ノ大事ヲ議スルニ、何ソ起キ玉フヲ憚ルヘキ

²⁴⁷ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p514～515。『七年史』（p415～416）では八月十日とする。

²⁴⁸ 同上、p526～527。

²⁴⁹ 薩摩藩の史料では政変の参与者として近衛忠熙・忠房父子と二条斉敬・中川宮しか言及していないが、『鞅掌録』（会津藩庁記録三、p527）には徳大寺を「素謀ノ人」と評価している。

ヤト。遂ニ夜半ヲ期トセル。適天皇書ヲ下シテ、親王ヲ召シ、謀リ玉ハントス。親王此ニ酬ヘ奉リ、殊ニ子半刻ヨリ参セルノ故ニ、之ヲ待チ玉ハンコトヲ請フトイヘ置ケリ。夜ニ入り、親王ヨリ一書ヲ玉リ、守護職・所司代子ノ半刻ヲ以テ参内セシムト云ヘ、亦非常ノ大議有ヲ以テ、人数ヲモ率ヘ来ルヘシトイフ。我公参内シ玉ヘル時ニ、親王モ亦方ニ参内シ玉ヘ、右府及前殿下父子モ参内シ玉ヘ、淀侯モ亦参内セラレ、内府参内セラル最後也トス。時ニ天皇ニハ親王等ノ参内セラルハヲ待チ玉ヘテ、外ハ寐ニ就キ玉ヘリト唱ヘシメ、実ハ眠リ玉ハス。親王等参内セラルト聴玉ヘテ、直ニ対顔シ玉フヘシト命シ玉フ。先ニ過激堂上屢叡旨ヲ矯メ、天皇甚タ之ヲ厭玉フ。親王・右府モ屢迫ラレ、危難ヲ免カレ、内府左大将等モ亦張紙セラレ、殆ト危ヲ踏ルハモノ屢也。故ニ皆自ラ憤発セラレ勢之ヲセシムル也。²⁵⁰

とある。右大臣二条斉敬は「大ニ憤発」し、中川宮に再び「氣ヲ興」すように励まし、「素謀ノ人」である前関白近衛忠熙や内大臣徳大寺公純とも政変のことを謀った。これらの公家は、或いは親征派に迫られ、或いは攘夷派浪士に張り紙されたことがあり、『鞅掌録』では彼らの奮発を自分の身を守るためだとしている。この中に、中川宮と近衛忠熙は「内事ヲ為スヲ得」、二条斉敬と近衛忠房は「外事ヲ為スヲ得」た、という表現からみると、中川宮・近衛忠熙が「内事」つまり孝明天皇との意思疎通を、二条斉敬・近衛忠房が「外事」つまり勅の発布や朝廷外の者（武家）との提携などを担当していたと考えられる。

八月十七日、二条斉敬に励まされ、再び政変に投入した中川宮は、「天皇ノ未タ寐ニ就キ玉サルニ先チ、初更ヨリ参スヘシ」というように、初更（PM7:00～9:00）に参内し、政変を行おうと提案した。しかし、二条斉敬は「天皇縦ヘ寐ニ就キ玉フト雖トモ、天下ノ大事ヲ議スルニ、何ソ起キ玉フヲ憚ルヘキヤ」と言って、中川宮の提案を斥け、夜半に参内することを提案した。結局、二条斉敬の案に沿って、夜半に参内することに決した。たまたま孝明天皇から中川宮を召す宸翰が来たので、天皇には「子半刻（PM23:40～AM0:20）ヨリ参」と返した。

この参内時間に関する中川宮と二条斉敬このやりとりからは、孝明天皇及び政変の核心と発言者との間の距離を知ることができる。中川宮には八月十六日の朝、天皇に密奏した経験がある。前章で述べたように、その日、三条実美らに気づかれないように、午前四時頃に参内する予定だった。しかし、中川宮はそのことを気にせず、八時頃に参内した。政変という極秘な政治行動をするには、政敵の目を逃れて行うことが肝要であり、予定

²⁵⁰ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p527～529。

の時間に行動することは、政変を行う人間として、気をつけなければならない部分でもある。ところが、中川宮にはそれがわかっていない。いざ事を挙げるといふ時になっても、政敵の動向より天皇の寝起きばかり気にしていた。一方、天皇の就寝の都合に気を使う中川宮に反して、二条斉敬は天下の大事を議定するために、天皇がたとえ寝たとしても起きてくれると断言し、夜半に参内することを提案した。こういうまるで孝明天皇とはすでに契約済みであったような二条斉敬の自信ぶりは、彼が中川宮よりも政変の主謀者に近い立場にいることを示している。二条斉敬が予想したように、孝明天皇は「外ハ寐ニ就キ玉ヘリト唱ヘシメ、実ハ眠」らずに「親王（＝中川宮）等ノ参内セラル、ヲ待」っていた。そればかりか、中川宮らが参内した知らせが入ると、「直ニ対顔シ玉フヘシト命」じた。事前に手紙で連絡を取ったとはいえ、孝明天皇は政変に対し、協力的であり積極的な態度を示している。政変の前日になっても、天皇の本心を掴めない中川宮は、到底西国鎮撫使の任命から逃れることに精一杯で、政変の主謀者とは程遠い存在であったといえよう。

八月十七日夜、中川宮は「守護職・所司代子ノ半刻ヲ以テ参内セシムト云へ、亦非常ノ大議有ヲ以テ、人数ヲモ率へ来ルヘシ」との一書を会津藩に送った。京都守護職と所司代には、二条斉敬ら上層公家と同時に参内する上、出兵するように伝達された。守護職・所司代連名で江戸の幕閣に送った政変報告書によると、「昨十七日夜、九時半、中川宮より御使者をもって、宮並びに二条殿、その外撰家衆のこらず参内これあり候につき、私共儀も即刻罷り越し候ように仰せ下され」²⁵¹た。八月二十六日付けの松平容保から上杉斉憲に送った手紙には、「去る十七日夜八ツ半時頃肥後守（松平容保）参内可致旨申来り。早速参内致候」²⁵²と記した。この二通の手紙によると、守護職が参内の伝達を受けた時間は「夜九時半」（AM1:00～2:00）、「夜八ツ半時」（AM3:00～4:00）とされ、『鞅掌録』の「子ノ半刻ヲ以テ参内」という記述と一致していない。この食い違いは、何を示しているのだろうか。

まず、八月十七日の夜、中川宮より所司代稲葉正邦に送った伝達書に、

右府様齊敬公 前関白様忠熙公 内府様公純公 左大将様忠房卿
此御方々等。御参内被成候間。長門守様にも即刻御参内有之候様。各方迄
可申入旨、依仰如何御座候。恐惶謹言。
八月十七日夜亥刻

²⁵¹ 『京都守護職始末』一、p200～201。文言に多少違いがあるが、『七卿西竄始末』P208～209と同文である。

²⁵² 『七卿西竄始末』三、P206。

中川宮御内 武田相模守信貫判
稲葉長門守様
御用人中 稲葉家記²⁵³

とある。四人の上層公家の参内の通知も兼ねて、所司代稲葉正邦に「即刻御参内」を要請し、各方への連絡は「仰せによって」するように伝達された。この「仰せ」は何のことかはつまびらかではないが、恐らくは「非常ノ大議有ヲ以テ、人数ヲモ率へ来ルヘシ」ということを中川宮の用人の武田信発が口達で伝えたであろう。『七年史』に収められた会津藩への伝達書²⁵⁴には時刻を記していないが、所司代への書は亥の刻（AM9:00～11:00）に認めたものなので、京都守護職側に参内の伝達が届いたのは、少なくともそれと同じ頃だったと考えられる。それに、奈良原繁覚書によると、「十八日丑之上刻御四方様一時ニ御参、内御尽力之御賦ニ候、宮様二条様ハ会藩より御供、近衛様御父子様ハ薩州より御双方様へ三十人御供、右之人数ハ前刻より上下ニ而陽明家江罷出」²⁵⁵た。薩摩藩京都藩邸は丑の上刻（AM1:00～1:40）に参内命令を受け、近衛父子の護衛として出した三十人はすぐに礼装を着て、近衛邸に向かった。つまり、近衛父子の参内は丑の上刻よりも後のことであり、中川宮が天皇に「殊ニ子半刻ヨリ参セル」と知らせたのは、子の半刻以降に行動するというふうに解釈すべきではなかろうか。それを前もって、八月十七日の亥の刻に所司代に伝達されたのは、大人数の兵力を出すのにかかる時間をも計算に入れたためと考えられる。

ところで、八月十九日付けの松平容保から江戸の幕閣に送った手紙の中には、「九門御固肥後守一手にて。取固候。長州人数其外共。御門出入候に付。勅命を以て御門締切。急に近国江肥後守より触出し候所、丹波近江諸侯人数駆付候」²⁵⁶とある。この記述から見ると、松平容保は参内後、勅命によって九門を締め切り、近国の諸侯にも出兵を触れ出した時、丹波・近江の兵力が駆けつけた。丹波亀山藩は譜代五万石の大名であり、その藩士石川健次郎の回想によると、「十七日夜酉刻過。急達ヲ以テ即刻人数ヲ揃へ。戎装ニテ禁闕ニ出兵セヨト命セリ。其故ヲ知ラサレトモ。一藩驚忙。俄ニ軍備ヲ整へ。兵ヲ繰出シ。卯刻前着京」²⁵⁷したという。つまり、亀山藩には十七日の夜六時頃に出兵・参内の命令が伝えられ、その兵士が京都に到着したのは十八日の朝六時前であった。京都守護職が六月二十二日の嘆願

²⁵³ 『七卿西竄始末』三、P176。

²⁵⁴ 『七年史』上、p429。

²⁵⁵ 「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、p425～430。欠字は省略した。

²⁵⁶ 『七卿西竄始末』三、p210～211。

²⁵⁷ 『七卿西竄始末』三、p211。

書によって、幕府から非常時において、近畿諸藩を動員する権限を手に入れたことは、第二章第三節で述べた通りである。八月十七日の夜に亀山藩に遣わされた使いは、恐らく会津藩から出たものであろう。この一件からも、夜半に中川宮からの命令を受けて行動したという松平容保の言葉に偽りがあったことが確かめられる。

次に、八月十七日の夜半、つまり八月十八日の暁に、中川宮ら上層公家や守護職・所司代が実際に参内した時刻に関する記録を見てみよう。「定功卿記」には、十八日朝「丑半許、依中川宮命所司代守護職等参内、小中川宮前殿下等参」²⁵⁸と記され、「二條家日記」には「今暁丑之刻過御出門ニテ御参内」²⁵⁹とある。蔵人所衆村井修理少進の手紙によると、「十八日暁七ツ時前、中川宮先御参内」、²⁶⁰「非蔵人日記」には八月十八日「暁寅之刻頃中川宮御参、続而会津肥後守・諸司代稲葉長門守等参内也」とある。近衛家の家司の記録である「雑事日記」では、「両御前様寅半刻御参内」²⁶¹と記されている。そして、当日の孝明天皇の「言渡」には「八月十七日寅下刻○即十八日天明前右大臣殿・左大将殿御参、令伺天氣給、親王同上」²⁶²とある。つまり、中川宮・二條斉敬と守護職・所司代は、丑半刻（AM1:40～2:20）以降、七ツ時（AM4:00）前の間に参内し、禁裏に入った。しかし、近衛父子が寅半刻（AM3:40～4:20）に家を出たため、孝明天皇と対面したのは寅下刻（AM4:20～5:00）となった。政変の実行者たちは、八月十八日の午前五時以前に禁裏に揃ったといえよう。

八月十八日朝の実況を目撃した蔵人所衆村井修理少進より某氏に送った手紙には、禁裏の動向について詳しいので、これに基づいてほかの史料を援用して説明したい。長文のため、分段で引用する。

十八日暁七ツ時前中川宮先御参内、是より前に会津並所司代へ御家来を以て、肥後守長門守即刻参内且御警衛人数指出候様被達置、会津兵士多人数を召具し御参内ありて、唐門始九門に至迄堅固開門不相成、堂上たり共召二無之輩ハ壹人も参 朝不相成旨、嚴重御下知之上、近衛殿御父子・二條右府公・徳大寺内府公、火急御用召二而御参内、同時両役並国事掛之面々参内被指留、因備已下在京諸大名之主従、必死之覚悟二而即刻参内候様被仰出、於長州藩士ハ、在京毛利讃岐守始一藩壹人も参入不相成旨御下知、非番親兵是又同様参入被指留但三番所宿直之親兵ハ従前夜相詰居候ニ付其

²⁵⁸ 『孝明天皇紀』四、P798～799。

²⁵⁹ 同上、P799～800。

²⁶⁰ 『続再夢記事』二、p105～110。

²⁶¹ 「雑事日記」、文久三年八月十八日の条、陽明文庫蔵。

²⁶² 『孝明天皇紀』四、P796。○印後小さい文字で書いたものは原書注である。

儘ニ差置る。此時分最早肥後守は参内、右二藩並薩藩御警衛人数甲冑或八大砲を備へ、七ツ半時頃迄二人数悉参着、於凝華洞大砲壹発放之人数相揃候相図。然ル処、長藩人数毛利讃岐守吉川監物等を始、非常之様子ニ而人数繰出候処、諸門愈 勅命厳敷相拒、壹人も参入難相成ニ付、不得止鷹司殿裏門・台所門等より殿下へ参入、御殿内外へ充滿、関白殿ニも召無之候ニ付、諸大夫を以御様子御伺被成候処、唐門参入難相成、依而無扨御参御見合、

263

この手紙を前掲薩摩藩士献策の内容と照し合せると、八月十八日朝に行われた政変行動は殆ど計画通りであったことがわかる。つまり、七ツ時前（AM4:00 前）に中川宮が参内した（①）が、その命によって守護職と所司代も参内し、会・淀・薩の兵力は「七ツ半時（AM5:00～6:00）頃迄二人数悉参着」し（②）、人数が揃った合図として凝華洞に大砲を放った。しかし、会津藩士鈴木丹下重光の手記「騷擾日記」によると、鞍馬口の藩邸にいる会津兵は「暁七ツ頃」（AM5:00 頃）に「上様御参内被遊、加須屋・坂本（筆者注一長坂カ）二隊、御所へ御固仰付ら」れ、番頭に加須屋左近・長坂平太夫に出兵命令が出された。この二隊は「如何様の異変相起候に可有之と承候へば、其儀に一向相分ら」ず、「明六ツ少し以前」に「鞍馬口御屋敷押出」し、「五ツ頃蛤御門より入」った。²⁶⁴ つまり、朝五時前に会津藩主松平容保と共に参内したのは、黒谷にいた一部分の部隊であり、鞍馬口から助勢に来た部隊は五ツ頃（AM8:00 頃）に禁裏に入った。しかも、鞍馬口の部隊は政変に関して一向にわからなかった。政変に関しては、藩主と公用人というごく少数の人間のみ参与し、一般の兵士には詳しく伝わっていなかった実状が見られる。また、『三条実美公記』によると、「凝華洞ニ於テ砲声一響スルヤ。二本松ノ薩州邸中ニ吶喊ノ声起リ。多兵戎装シテ出テ巨砲²⁶⁵ヲ引き。兵器ヲ携へ。近衛家ノ裏門在乾門外槍図子ヨリ館内ニ進入シ、同家表門ニ出て築地内ニ充滿」した²⁶⁶ため、凝華洞に発砲したのは人数が揃った合図ではなく、大規模な兵力を動員する合図であったと考えられる。

中川宮が参内すると、会津藩兵によって禁裏九門の統制が始まり（③）、「堂上たり共召ニこれなき輩ハ壹人も参朝相成らざる旨、嚴重御下知」した（⑤⑩）。「非蔵人日記」には、当時は「堂上方至非蔵人マテ当番之外か

²⁶³ 『続再夢記事』二、p105～110。句読は筆者によるもので、欠字は省略。以下同断。

²⁶⁴ 『七年史』上、p433～447。

²⁶⁵ 原書には「石馬交」という字を使ったが、「礮」（ほう）の間違いかと思われ、文脈からすると「砲」と捉えるべきか考える。

²⁶⁶ 『七卿西竄始末』三、p177。

ら門へ名前達シ無之人ハ参勤可留旨申付有之」²⁶⁷とある。その上、近衛父子・二条斉敬・徳大寺公純らも参内させた(⑩)が、「両役(議奏と武家伝奏)並国事掛之面々参内指留ら」れ(⑪)た。「因備已下在京諸大名」には「必死の覚悟ニて即刻参内」するように命じた(⑫⑬)が、長州藩士に対しては「在京毛利讃岐守始一藩壹人も参入相成ら」ないように命じた。また非番の親兵の参内も禁じた(⑭)。「因藩履歴」によると、「丑刻頃。俄に朝廷ノ中使馳来リ。大内ノ急変ヲ報シ。藩主ヲシテ兵ヲ引テ直に参朝」²⁶⁸するように伝えた。鳥取藩が午前二時頃に朝廷から参内命令を受けたように、備前・米沢・阿波三藩もそれと同じころに命令を受けたと考えられる。しかし、鳥取藩は、八月十七日の夜に、藩主の側用人が勤王派の藩士に殺された事件が起きたため、藩主池田慶徳は「十八日巳刻」²⁶⁹(AM10:00頃)に参内した。八月十七日の孝明天皇から中川宮に送った「会津ト因州ト談合シテ威力ヲ以テ害ヲ除カシムヘシ」²⁷⁰という宸翰に、会津と並んで武力を頼りにされた鳥取藩でさえこのざまだと、四藩は呼ばれたから参内しただけで、政変行動と関わっていないことがわかる。前掲松平容保の書簡に、中川宮から参内・出兵命令を受けたのを「九時半」(AM1:00~2:00)または「八時半時」(AM3:00~4:00)としたのは、会津藩が政変の実行者側にある事実を隠すために、四藩の状況と合わせて書いたと考えられる。

一方、長州藩士に対して、参内禁止の命令が伝えられたため、長州藩の支藩である清末藩主毛利讃岐守元純・岩国領主吉川監物らが兵を率いて九門に殺到したが、「諸門愈勅命厳しく相拒」んだため、「止むを得ず鷹司殿裏門・台所門等より殿下へ参入」した。長州藩士と深く関わった関白鷹司輔熙は「召しこれ無」く、国事掛の公家たちも「参内を指留られ」た。「三条実美公記」によると、これら一連の変化に対し、三条実美は「其故ヲ知ラ」ず、長州藩士久坂義助・佐々木男也や真木和泉らも、怪しみ驚くばかりであった。²⁷¹長州藩側が政変行動に対してまるで無防備で、かつ疑惑に満ちた様子が伺える。三条実美らが十三日に大和親征行幸の勅を下すのに成功したため、行幸の準備に没頭し、それに関連して脱走した公家中山忠光を魁として大和国で暴動を起こした者の鎮撫に気を配った²⁷²などが原因だったであろう。

引続き村井修理少進の手紙から八月十八日の朝議を見てみよう。その書に、

²⁶⁷ 『孝明天皇紀』四、p797。

²⁶⁸ 『七卿西竄始末』三、p151~155。

²⁶⁹ 同上、p151~155。

²⁷⁰ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p525。

²⁷¹ 『七卿西竄始末』三、p155。

²⁷² 同上、p149~151。

朝六時過二及び、諸方手筈相調候上、先会津藩使を以柳原中納言火急御用召参内。於御前中川宮・前殿下・右府公・内府公・左大将殿等御列座、中川宮仰候ハ、此頃議奏並国事懸之輩一同、長州入説之暴論相用、叡慮ニも不被為在事件を御沙汰之趣ニ申成候事共不少、就中御親征行幸之事ニ至而は即今未其思召ニ不被為在を押し、叡慮之趣施行致候段、逆鱗不少、一体右様過激疎暴之処置致候儀、全長州不容易企ニ同意致し事々、上ニ奉迫候段不忠之至、三條中納言始追而御取調可相成、先禁足他人面会被止候旨、御演説。次ニ柳原殿へ議奏加勢被仰付、本役依無其人専本役同様相勤候様仰付、且先達而以来国事ニ付而不都合有之解役ニ相成候中山前大納言殿・正親町前大納言殿・阿野宰相中将等御用召途中会津兵士三十人ツ、被遣参内之上、議奏復役被仰付候処、三卿共固辞退ニ付、議奏格被仰付、其外正親町大納言・庭田中納言・葉室右大弁宰相以上議奏加勢扱 御前を被退、中川宮始以前之公卿並肥後守・長門守・上杉弾正大弼等等御一席ニ而、長州野心之企有之、不容易奸謀相巧、御親征行幸等押し御勧め申上候由を肥後守頻りに申立、中川宮始より御同心、長門守・弾正大弼等も尤同意ニ而、専ら長州を野心之体ニ申成、就而先不取敢長州御固被免、人数悉く皆引払候様御下知。此時尚関白殿御参無之、此時ニ至り柳原中納言ニ関白殿亭へ勅使被仰付御参被成候様被仰出、²⁷³

とある。午前七時以降、「諸方手筈相調」えたため、「会津藩使を以」て柳原中納言光愛を禁裏に呼びつけた。そこで、天皇の前において中川宮・近衛忠熙・二条斉敬・徳大寺公純・近衛忠房らが列座し、中川宮より朝政改革に関する演説を始めた。「非蔵人日記」によると、これは小御所で行われた。²⁷⁴ 中川宮の演説によると、「此頃議奏並国事懸の輩一同、長州入説の暴論相用ひ、叡慮ニも在あらせられざる事件を御沙汰の趣ニ申し成なり候事共少な」からず、とくに「御親征行幸の事」に関して「逆鱗」を起こしたが、これは「全く長州容易ならざる企ニ同意致し」たためであり、三条実美をはじめ長州に親しかった公家は「追て御取調、先禁足他人面会止られるように処する(⑫⑬)。次に柳原光愛を議奏加勢に任じ、また中山忠能・正親町三条実愛・阿野公誠を議奏に復職させようとしたが、中山忠能らは固辞した。その後、左右を退け、中川宮ら上層公家に加え、松平肥後守容保・稲葉長門守正邦・上杉弾正大弼斉憲らだけで朝議を始めた。その後、「長州野心の企これ有り、容易ならざる奸謀相巧み、御親征行幸等押し御勧め申し上げ候由を肥後守頻りに申立」て、在席の者もそれに賛同したた

²⁷³ 同注 263。

²⁷⁴ 『孝明天皇紀』四、p797。

め、「長州御固め免ぜられ、人数悉く皆引払」うように命じた(⑩)。そして、柳原光愛を勅使として関白鷹司輔熙邸に派遣することに決した。

以上述べた朝議の内容はすべて、朝廷内の三条実美ないし長州藩の影響力を払拭するためのものであり、政変の主謀者たちはこれを通して朝議を一洗しようとしたのである(⑨)。ここに最も注目すべきことは、この記述からみれば、会津藩は武家として主導権を持っていることである。勅使として使える柳原光愛に参内命令を出したのは会津藩の使いであり、朝議で親征行幸のことを長州藩の野心の企てによるものだと頻りに説き、ついには長州藩が担当した堺町門の警備を解けさせ、長州藩兵に撤退命令を出すように一決させたのは、会津藩主松平容保であった。

一方、在京薩摩藩士は卯の刻(AM5:00~7:00)に、朝廷から出された「是迄通警備可致事」という言い渡しを受け、五月末に免ぜられた禁門の警備権を取り返すことに成功し、高崎正風らが政変に没頭した目的が達成したといえよう。しかし、この言い渡しには「会津ヨリ早々可達事」と書いてあり、この命令は会津藩より伝達されたであろう。その後、動員された薩摩藩士は「其上正暴之印有之公家衆之名書相下リ、是ニテ一人ツツ改メ、正論之御方ハ参内差免シ、暴論之御方ハ松平肥後守(筆者注一松平容保)へ、葉室(筆者注一議奏加勢葉室長順)様ヨリ御達之趣ヲ以テ押留」ていた。²⁷⁵ 公家の名前に正暴の印をつけた書付によって、参内の公家を統制したのは、前掲薩摩藩士献策の⑥の内容に相当する。「騒擾日記」によると、この書付は鞍馬口の藩邸から禁裏に駆けつけた会津藩士にも配った。その内容は、「御差留に相成に候堂上方には、広幡大納言忠礼、徳大寺中納言、三條中納言、三條西中納言、長谷三位、豊岡大蔵卿、東久世少将、万里小路辨、烏丸侍従、河鱒少将、橋本少将、滋野井少将、東園中将、正親町少将、壬生修理権大夫、四條侍従、錦小路右馬頭、沢主水正、非蔵人には鴨脚和泉、同加賀、同下総、松尾但馬、同伯耆、同上野、松室信濃、中川対馬、吉田遠江、吉見三河、右の者御差留、其余は可差通事」²⁷⁶というように、三条実美ら一派の参内を禁ずるものであった。このような書付によって「暴論之御方」は「松平肥後守へ」引き渡されたことから、九門の警備のみならず、三条実美らの処分も会津藩が一手に掌握していたことが伺える。

勅使柳原光愛が鷹司邸に向かう以降のことについて、村井修理の手紙によると、次のようである。

²⁷⁵ 「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、p425~430

²⁷⁶ 『七年史』上、p435。「三條西中納言」は二度も挙げられたので省略する。

先是、長藩一同関白殿へ推参、何事か不存候得共、諸藩非常之出立二而馳集御警衛申上候処、長州二限り壹人も参入不相成との御沙汰、一円会得難相成、於長州何等御疑惑有之候哉、其趣旨捨身命関白殿へ詰問申上候処、於殿下も今日之事実何共不相辨御参被遊度候得とも、禁門参入之義、摂家宮たり共厳敷相拒ミ候二付、被成方無之旨二候、関白殿亭殊の外御混雑、於親兵も是亦参入難相成二付、一同御用掛を以三條殿へ推参諸藩親兵昨夜当番を除之外凡千五六百人計、御子細相伺候処、於御同所も今日之事柄何とも不相弁、其上不意二禁足被仰付候二付、何事も不能処置と御申置之処、親兵一同惑乱、正義精忠之三條殿何等之御不審二候哉、其儀二候ハハ、押而殿下へ御推参、子細御伺可被成候様、遮而申立、押而中納言殿御供申、殿下へ御推参、此時分 勅使関白殿へ御参向、無程御前へ被為召勅語被仰下候御旨被為在、²⁷⁷

前述したように、長州藩の兵士は午前五時頃以降に禁裏の動乱を聞いて参内したが、禁門に入ることが許されず、鷹司邸に滞在することになった。彼らはこの異変について、関白鷹司輔熙に「詰問」したが、「殿下に於いても今日の事実何とも相辨えな」かった。鷹司邸が「殊の外御混雑」で入ることが困難であったため、親兵たちは三条実美を魁にして参内すると考え、三条邸に行ったが、三条実美はすでに禁足に命ぜられた。そこで親兵は三条実美に「殿下（＝鷹司輔熙）へ御推参、子細御伺」うように要請し、三条と共に鷹司邸に行ったが、その時、勅使柳原光愛によって関白鷹司輔熙に参内の命が伝えられた。当時三条実美の衛士として付き添った土佐藩士伊藤和義の手記によると、三条実美が家を出たのは巳半刻（AM9:40～10:20）である。²⁷⁸ 『三条実美公記』によると、長州藩は「暁天」に堺町門の警備を解くように勅命を伝えられ、その後、三条実美に禁足命令が伝えられた。三条実美が親兵を率いて鷹司邸に着いた時、関白鷹司輔熙はすでに参内したが、土佐藩の山内兵之助が参内した噂を聞き、衛士を遣わして事情を聞こうとしたが、公家門外に留められた。²⁷⁹ 土佐藩京都藩邸吏が国許の同僚に送った手紙によると、山内兵之助は「四ツ時前後御参内」した²⁸⁰ため、三条実美らが鷹司邸に着いたのも午前十時頃であったと考えられる。その頃、関白鷹司輔熙はすでに勅使柳原光愛と共に参内したので、関白鷹司輔熙に参内の命が伝えられたのは午前十時の前であった。つまり、前段で述べた朝議を一洗する御前会議は夜明け前から続けていたとみてよいだろう。

²⁷⁷ 同注 263。

²⁷⁸ 『武市瑞山関係文書』一、p296～299。

²⁷⁹ 『七卿西竄始末』三、p156～158。

²⁸⁰ 『武市瑞山関係文書』一、p293～296。

引き続き、村井修理少進の手紙には、

其後別紙壹印之通被仰出、扱長州御固御免之旨再応御沙汰之處一円不伏、依之柳原中納言殿長藩へ勅使被仰付候間、毛利讃岐守・吉川監物・益田右衛門介等屋敷へ引退、勅使御待受申候様被達候処、只今此儘引退候儀、幾重二も迷惑之旨、吉川・益田等申立二付、於其儀ハ於関白殿亭 勅使待受候様被達、無程柳原殿被行向、貳印之通勅諭被仰下、演説二者万一長藩疎暴之輩有之、自然於御膝下騒乱奉生候而は、深可惱宸襟候二付、枉而人数引退候様段々御説得有之候処、吉川監物於長藩ハ壹人も右様疎暴騒乱二及候心得、決而無之旨種々苦訴候得共、何分人数其儘有之候而ハ実二不被為宸襟候間、押而勅命尊奉候様、依御理解終二御請申上、次二三條殿御始御咎之義二不堪悲嘆、何卒是非とも御咎被為解候様、只管嘆願申立、三印之通御請書差出候処、此時最初より薩藩・会藩兵士、長藩人数打出候上、手二隊伍相立、大砲等長藩人数へ筒先を向、即時可討取形勢二付、吉川益田等何故長藩を相手取、不穩勢を示候哉、依之益一藩不堪奮発旨、勅使へ申立候二付、柳原殿下知二而薩藩・会藩へ筒先を外へ向候様被申達、其上長藩人数引払見届候様勅命被為在候二付、御請之上ハ直二引払候様、長州へ被達、追々人数引払候。長州御固跡ハ所司代長門守人数入替、依而勅使帰参。三條中納言以下ハ此時勅使清水谷宰相中将殿を以、犯禁殿下へ推参候條不容易、速二退散於無之而は、全違勅二可相成旨被仰遣。此後三條殿以下ハ長州人数二相交り、妙法院宮へ御退散、親兵多人数は又致随従、妙門へ参着有之時、已二黄昏及。深更決議之上、増田右衛門介より殿下へ四印之通書付差出、四更前追々伏見へ出立、於親兵は随従之儀申上候得共、三條殿 勅諭之身分之上、禁中為御用被召置候親兵を私二召具候而は尚々上へ対し無申訳候間、是非とも引退候様御説得二而、妙門より親兵は退散候由、其内私二被相従候輩も有之歟。翌十九日朝二至り、三條殿等聴取へ下向之事ハ、朝廷へハ不相聞、依之朝議被為在、一先三條殿等参内候様里亭へ被仰出候処、前晚より妙門へ御出之旨申候二付、妙門へ被仰遣候処、最早出立之後二相成候。然る処、肥後守・長門守等始、三條殿被犯禁候上、違 勅之所業二付、速二被処罪科候様、頻申立候へ共、朝議未何共不被為決候事。以上昨日以来之事実如何二候。²⁸¹

とある。長州藩が暁天に出された堺町門警備を免ずる件に服従しなかったため、さらに柳原光愛を勅使として長州藩邸に遣わされた。そこで、清末藩主毛利元純・岩国領主吉川経幹と萩藩家老益田右衛門介に藩邸に撤退し

²⁸¹ 同注 263。

て勅使を迎えるように命じたが、長州藩側は「只今此儘引退候儀、幾重ニも迷惑」であると申し出たため、鷹司邸に勅使を迎えることになった。柳原光愛は長州藩に「人数引退」との勅命を伝えたが、益田右衛門助は「長藩ハ壹人も右様疎暴騒乱ニ及候心得、決してこれ無」と強調し、一度撤退を拒んだが、ついに勅命を受けた。また三条実美らへの咎めを解くように嘆願し、武装して長州藩と対峙していた薩・会の兵士に大砲の筒先を外に向けさせてから撤退すると言った。長州藩兵が撤退した後、勅使柳原光愛が去り、堺町門の警備は所司代の兵に任せられた。この時、また勅使清水公正が鷹司邸に行き、滞在中の三条実美らに退散命令を伝えたため、三条実美らは親兵を従え、「長州人数ニ相交り、妙法院宮へ御退散」した。伊藤和義の手記には「未刻後、柳原黄門卿命を奉し来臨、長藩堺門の親兵を撤す。清水谷卿命を伝へて、條公始め公卿方速に退散可有となり、因て公は大仏²⁸²へ赴くに決し、申の半刻公徒歩御親兵前後に従ふ」²⁸³と記されている。つまり、勅使柳原光愛が再び鷹司邸に行ったのは午後二時以降であり、長州藩士が撤退し、三条実美らが鷹司邸を出たのは、午後三・四時頃であった。ここに至って、八月十八日の政変行動は見事に成功し、終わりを告げたといえよう。

『三条実美公記』によると、三条実美ら一行が妙法院宮に向かったのは、そこが土佐藩の山内兵之助の寓所であり、山内家は三条家の近親であったためであった。²⁸⁴ 彼らは黄昏に妙法院宮まで辿りつき、夜半に「防長下向」つまり長州まで逃れると決定し、「四更 (AM1:00~3:00) 前追々伏見へ出立」った。そして、長州藩家老益田右衛門介はこの件に関し、「専国許海防尽力仕度奉存候間。毛利讃岐守並吉川監物を始。詰居候者。只今より帰国」²⁸⁵するとの一書を認め、京都藩邸留守居役副役村田次郎三郎を通して関白鷹司輔熙に呈した。

八月十九日の朝、朝廷から使いを以て妙法院宮を訪れた時はすでに空っぽだった。前掲村井修理少進の手紙によると、当日の朝議において、「肥後守 (=松平容保)・長門守 (=稲葉正邦) ら始め、三條殿禁を犯され候上、違勅の所業ニ付、速ニ罪科を処され候よう、頻りに申立て」た。三条実美らは八月十八日の朝、勅命によって禁足・他人面会を禁止されたにもかかわらず、関白鷹司輔熙の屋敷に集まり、長州藩士や親兵の者と接触したため、違勅となっている。十八日の午後、勅使清水谷が彼らに退散命令を伝

²⁸² 「大仏」と呼ばれるのは方広寺であり (村井康彦編、『京都事典』、p308、東京堂出版1993)、妙法院宮とは道路の向かい側にある。

²⁸³ 『武市瑞山関係文書』一、p293~296。

²⁸⁴ 『七卿西竄始末』三、p166~167。

²⁸⁵ 同上、p174~175。

えたのも、そのためであった。そこで、京都守護職と所司代は三条実美らを処罰するように強く建議したが、その日の朝議では「未何とも決せられな」かった。会津藩と淀藩と対立して、鳥取藩や阿波藩が三条実美らのために弁解していたため、朝議が長引いていた²⁸⁶のが原因であろう。『孝明天皇紀』によると、三条実美らや長州藩に加担した関白鷹司輔熙は、八月二十二日に辞表を出したが、朝廷は二十八日にその辞職を止めた。²⁸⁷ 『京都守護職始末』によると、これは中川宮が鷹司輔熙を「元の職にあつて事局のあとじまりをつける」²⁸⁸ように救護したためであった。八月二十四日には長州に下向した三条西季知・三条実美・東久世通禧・壬生基修・四条隆・錦小路頼徳・沢宣嘉の官位を剥奪し、彼らと関わったもと元国事掛の公家たちにもそれぞれ処分を下した。²⁸⁹

以上述べたように、八月十八日当日の政変行動は、会津藩と薩摩藩が共同に謀議し、ほとんどその計画通りに行われた。その計画書として現存しているのは、薩摩藩士から近衛家に上げた献策であり、会津藩側は何も残らなかった。先行研究で政変計画は薩摩藩から出て、薩摩藩士高崎正風を政変の主謀者と論じたのは、このためであったと考えられる。しかし、その内容を検討していくと、政変における会津藩の存在が大きかったことがわかる。それに加え、政変当日の記録をみると、政変行動は会津藩と上層公家（孝明天皇・近衛忠熙父子、二条斉敬・徳大寺公純）と提携し、会津藩の兵力を以て禁裏を封鎖した上、勅命を以て敵（三条実美らと長州藩）を圧倒し、一滴の血も流されずに朝議を一転するのに成功したことがわかる。この過程において、会津藩はいつも主導的な行動を取り、三条実美一派が京都を離れた後まで、彼らを違勅の名義で処罰するのに執心している。その活躍ぶりは、攘夷論者として知られる水戸藩の記録に、「御勅諭之趣ニ而都而会津家より偽命令を下すよし」²⁹⁰と記されるほどであった。この政変を通して、会津藩は即時攘夷派の勢力を払拭し、中央政局において幕府が主導権を握ることに成功したといえよう。

²⁸⁶ 『七卿西竄始末』三、p190～191。

²⁸⁷ 『孝明天皇紀』四、p827～831。

²⁸⁸ 『京都守護職始末』一、p197。

²⁸⁹ 『孝明天皇紀』四、p845～849。

²⁹⁰ 『鈴木大雑集』三、p527～528。

第四節 八月十八日の政変がもたらした結果

文久三年（1863）八月二十六日、朝廷は在京の諸藩を召し、宸翰を拝見させ、物を賜い、また各藩兵に守衛の労を賞し、金一万両を賜った。「定功卿手録」に、

二十六日、松平肥後守・松平相模守・松平淡路守・上杉弾正大弼・戸田采女正・稲葉長門守・分部若狭守・本多主膳正・加藤出羽守・阿部主計頭・一柳包五郎・山内兵之助等、依召参上、於小御所御対面、親王御座于中段、肥後守以下参進于中段包五郎兵之助等依無位無官著、直乗於南簀子、有勅語、賜一紙宸翰也。右府公伝賜之、松平肥後守以下次第拝見、主計頭拝見了、定功請取之、至南庇、伝包五郎・兵之助、拝見了、返上、定功取之、伝右府公、右府公返上于御前。

是迄者、彼是真偽不分明之儀有之候得共、去十八日以後申出儀者、真実之朕存意候間、此辺諸藩一同心得違無之様之事。

此後、高家兩人横瀬中條参進中段、定功伝前條仰之旨、次本多播磨守加州家老・長岡内膳細川一門等、於簀子拝龍顔、次兩役於取合廊下授賜物、絹五匹、御持古御末広一握宛也高家兩人絹五匹計也、主計頭無賜物。且金一万両一同へ賜之、次於桜間、本多播磨守・長岡内膳・古内右近介仙台家老・鈴木縫殿水戸家老・中川覺左衛門中川家老・内田仲之助薩州家老代等、授賜物綿五屯ツ、也。

291

とある。その日、京都守護職・所司代と鳥取・備前・米沢・阿波四藩をはじめ、在京諸藩の責任者は召しによって参内し、小御所で孝明天皇と「御対面」の後、右大臣二条斉敬より「勅語」を書いた宸翰を拝見した。すなわち、「これ迄は、彼是真偽不分明の儀これ有り候えとも、去る十八日以後申し出た儀は、真実の朕の存意」である、ということである。孝明天皇は八月十三日に出された大和親征行幸の勅を取り返したところが、それ自体を「真偽不分明」の勅としてリセットしようとしている。そして、天皇自身が主謀者として参加していた八月十八日の政変の意義を明らかにするため、十八日以降の勅は「真実の朕の存意」と宣言した。この勅語によって、八月十八日の政変以前の朝議は覆されたといえよう。

『七年史』によると、朝廷から渡された金一万両を配当するために兵数を調べたところ、八月十八日の政変当日に各藩から動員された人数は計八千四百六十一人である。そのうち、兵力の主力となったのは会津藩の千八

²⁹¹ 『孝明天皇紀』四、p849～850。句読・傍線は筆者によるものである。

百八十八人であり、次に備前・阿波藩は五百二十三人ずつで、淀・鳥取・米沢藩は四百六十八人ずつで三位を占めている。²⁹² この一万両の賞金はどのように配当されたかは詳らかではないが、八月十八日の政変当日には殺し合いにならなかったため、軍功による加増はあまりなかったと思われる。しかし、単に人数で割れるとしても、兵士一人は一両ぐらいしかもらえず、決して多く賞したとはいえない。もっとも、幕府に財政を支えられている朝廷より出された褒賞は、金額よりも忠勤を賞する意味が大きかったであろう。

在京諸藩のうち、加賀・熊本・仙台・水戸・岡・薩摩藩など、家老或いは家老の代理人が参内した者は、「桜間に於い」て「賜物綿五屯を授け」た。また「絹五匹、御持古御末広」は「両役取合廊下に於いて賜物を授け」たとあるが、その受け取る側は記されていない。『京都守護職始末』には松平容保がその日に「御持ふるしの末広並びに絹五疋」を賜った²⁹³とあり、池田慶徳伝にも鳥取藩主池田慶徳やその支藩である東館藩主池田仲立が同じようなものを鶴間に受け取ったと記されている。²⁹⁴ つまり、八月二十六日に諸藩に賜った物は、鶴間で渡された絹・末広と、桜間で渡された綿との二種類がある。この違いは出兵人数にも関わる²⁹⁵だろうが、鶴間を「殿上間」で、桜間を「諸大夫間」と呼ぶ²⁹⁶ことから、鶴間か桜間かどちらで賜物を受け取ったかは、受け取る側の身分によって分けられたのであり、それに従って受け取った物の中身も違ったのであろう。

しかしながら、だからといって、薩摩藩は人数が少ない上、参内した内田仲之助の身分が低かったために朝廷からの褒美が軽かっただけで、それは天皇の信任の深さとは関係ないと言い切れるだろうか。薩摩藩の権力者である島津久光は、文久三年（1863）十月三日に上京した後、孝明天皇よ

²⁹² 『七年史』上、p468～469。会津藩の兵力は一説千八百八十一人である。

²⁹³ 同上、p467～468。『京都守護職始末』（一、p205）には兵士に対する賜物について、「わが藩、その他二十余藩へ金一万両を賜い、士卒に分与せしめた」と注を入れた。

²⁹⁴ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p482～483。

²⁹⁵ 『七年史』（上、p467～468）によると、八月十八日の出兵人数は、加賀藩二六九人、熊本藩二二三人、仙台藩六十八人、水戸藩二四一人、岡藩百十二人、薩摩藩百五十人であり、会津・鳥取藩などより少なかった。しかし、そのリストに当時本家鳥取池田家に代わって京都の守衛に当たる（『明治維新人名辞典』、p64）池田伊勢守仲立の名前がないため、彼が率いた兵士も鳥取藩の出兵人数として数えられただろう。東館藩は三万石だったので、人数はそんなにいないと考えられるが、池田仲立は池田慶徳と同じように絹と末広を受けた。当日参内した諸藩藩主には一律に同じ物を賜ったのであろう。

²⁹⁶ 京都御所の殿間で、虎間（公卿間）・鶴間（殿上間）・桜間（諸大夫間）の三間を総称して諸大夫間という。鶴間は殿上人（四位・五位の廷臣で清涼殿に昇ることを許される者）の伺候するところで、所司代・諸侯・高家もここに詰める。桜間には四位・五位の地下（昇殿を許されない廷臣）や五位の大名・旗本が詰める。（『国史大辞典』七 p710、九 p967）

り時事に関する意見を徴する宸翰をもらった。²⁹⁷ 以下はそのうち、八月十八日の政変行動に言及した部分を掲げ、説明の便宜上、番号をつけ條列する。

① 〈前略〉…その後〈筆者注—安政の大獄の後〉、日を追うて、時勢も種々様々と相かわり候後、過激の儀相起り候。これも元は忠誠ながら、浪士暴論の輩に惑わされ候より、前後を弁えず、予が存意を矯め候事屢々盛んに相成り、忠は不忠にへんずるの勤仕、関白も失権し、朕が座前と、退語〈筆者注—後カ〉と全く相違う考えに、両舌に相似て、重職にふさわしからぬ件々もこれあり候。したがって両役もただただ時宜を見るの勤め方にて、深く心痛、容易ならず候。

これを言うも朕の愚昧より起るところにて、悲嘆これに過ぎず候。これによって、尹宮は従来、股肱の連枝ゆえ、内密に申し談じ、会藩をたより、すでに八月十八日の一件に相成り、深く喜悅の事に候。猶また、内書をもって前関白(原書注—近衛忠熙)を深く倚頼、なにぶんにも一改革なくてはいかが故、ふかく柱杖と頼み試み候。

先の八月十八日前の憂患はほぼ払い候えども、猶爾来のところ一大事に候えば、その方と手を組み、腹臆嫌疑などなく、まことにもって安慮の次第、深く頼むところに候事。…〈後略〉

② 八月十八日前の勅諭の事は、いかにもまた、じつもって真偽不分明に候間、不審の儀も候わば、真偽のところ一々たずねもらいたく候。十八日の一件、じつもって会津の忠働、深く感悦候事。

③ 十八日の一件、掃攘改革は、真実朕の腹より発せる事に候ところ、取とめざる事ながら、真実の叡慮にあらで、尹宮、会藩または右府以下の所作のように風説候。もつとも風説故、頓着なき事ながら、またまた疑念の発言も、無益の怪我人候ては、深く心痛に候故、別紙(尤も廻覧候わん。よつてここに注せず)右府以下へ廻覧せしめ候ことに候。この旨とくと聞きこみ、なんらの虚説候とも、決して信用なきよう、万一疑わしき儀は、一封にて表立てず、尹宮、関白らをもって直にたずねくれ候よう、さ候えば真偽は明白に答うべく候。なにとぞ右虚説の取押え方、勘考これありたく候事。²⁹⁸

孝明天皇は①において、まず八月十八日の政変前の朝議について、「元は忠誠ながら、浪士暴論の輩に惑わされ候より、前後を弁えず、予が存意を

²⁹⁷ 文末には「文久三年」としか記されず、『続再夢記事』(二、p164～172)では十月九日頃のこととするが、しかし同文を掲げた『京都守護職始末』(一、P221～227)では十一月のこととされている。

²⁹⁸ 『京都守護職始末』一、p221～227。傍線は筆者によるものである。以下同断。

矯め候事屢々盛んに」なつたと述べている。もともと忠誠であったが、浪士に惑わされた挙句、「予（＝孝明天皇）が存意を矯め」たというのは、浪士の入説を取り入れた三条実美らのことで、彼らが天皇の存意を矯めたというのは、大和親征行幸の勅が出されたことであろう。当時の朝議では、「関白も失権」し、「両役もただただ時宜を見るの勤め方」であったことを言及し、この状況を変えるため、「尹宮」と「内密に申し談」じ、「会藩をたより、すでに八月十八日の一件」が起きたというのは、八月十六日の中川宮の密奏と、会津藩の兵力で政変が成功したことを指しているであろう。なお、「一改革なくてはいか故」、「内書をもって前関白を深く倚頼」し、「ふかく柱杖と頼み試み」たというのは、この政変に関し、天皇がひそかに近衛忠熙と連絡を取っていることと、政変を行う同志として天皇の近衛忠熙への深い信頼関係を示している。第三章で述べたように、薩摩藩士奈良原繁の政変に関する覚書きによると、近衛忠熙が前日と違って、あっさり政変に賛同し、協力を示したのは、政変前日の八月十七日のことであったが、この宸翰の内容からみると、或いは薩摩藩士が十七日に再び説得しに行った前に、天皇はすでに近衛忠熙に政変をやるということを知らせた結果であったと考えられる。

次に、政変の結果、「憂患はほぼ払」つたが、「爾来のところ一大事」であるため、「その方（＝島津久光）と手を組」むことを望むと孝明天皇は書いている。つまり、孝明天皇は、これからどうやって政変以降の態勢を守っていくかについて、島津久光に仲間になるように誘っている。先行研究のうち、芳・佐々木・町田は、政変における薩摩藩の動きを島津久光の命を直接或いは間接に受けて高崎正風らが動いたというパターンで解釈している。しかし、この解釈が通るならば、孝明天皇にとって、島津久光が味方であることは、八月十八日の政変を通して十分思い知らされたのではないだろうか。すでに味方である人に、さらなる提携を強く求めるのは、いささか不自然である。さらにこの書を読んでいくと、孝明天皇は「腹臆嫌疑などなく、まことにもって安慮の次第、深く頼むところに候事」というように、自分は島津久光に対してなんの疑惑もなく、まったく安心であると強調している。上に掲げていないが、同書簡には「姉小路一件にて、その藩へなにか疑い掛り候由、嚴重の次第もこれあり、気の毒の至りに候。右も、心得のため申し聞かせ候は、決して朕の真実にあらず」²⁹⁹という條があり、孝明天皇は薩摩藩が姉小路公知暗殺の嫌疑で窮状に陥ったことに対して同情を示し、禁門の警備を免じ、藩士の九門に入ることを禁止するなど「嚴重の次第」は「決して朕の真実にあらず」と強調した。同じ手紙

²⁹⁹ 同注 298。

において、繰り返し相手への信任を強調するというのは、すでに味方である人に対してするものだろうか。このようなあたかも相手の気を取るかのような言い振りは、むしろ、孝明天皇がまだ味方ではない島津久光を味方にするためにしたものであるというべきであろう。

②において、孝明天皇は、前掲「定功卿記」に記された八月二十六日の勅語を島津久光に伝え、勅の真偽は「一々たずねもらいた」と述べた。そして、八月十八日の政変について、「じつもって会津の忠働、深く感悦」とし、①に引き続き、再び会津藩の政変における役割を評価している。ところが、薩摩藩に関しては一言もなかった。もし薩摩藩が政変の主謀であるならば、武力の主力であった会津藩ほどではないが、せめて①に中川宮や近衛忠熙の名前が挙げられたように、軽く触れるべきである。しかも、①で示したように、孝明天皇は今後のことについて島津久光を取り込もうとしている。この状況において、なお薩摩藩士高崎正風らの政変における活躍ぶりを褒めようともせず、ひたすら会津藩の名前を挙げたのも、八月十八日の政変における薩摩藩の影の薄さを示しているといえよう。

引き続き、③において、孝明天皇は「十八日の一件、掃攘改革は、真実朕の腹より発せる事」であったにもかかわらず、世上には八月十八日の政変を「真実の叡慮にあらで、尹宮、会藩または右府以下の所作」とであるという噂が流されたため、「深く心痛」と述べている。ここにおいて孝明天皇は、八月十八日の政変ないし長州藩や三条実美らを排除した朝廷の改革が中川宮・会津藩や二条斉敬らの仕業ではなく、天皇自身の考えによるものであると改めて強調した。これも②で言及した偽勅と関係しているが、要するに、孝明天皇は八月十八日の政変の前と後に、朝議が大きく変わった理由として、政変前の勅は三条実美らが過激な浪士の言説を信用し、叡慮を矯めて偽った勅を出したからであると世間に解釈を出している。ここには、勤皇を唱える世の中において、叡慮を矯めた三条実美らを排除するのは当然のことであるという論理が含まれている。

しかし、幕府が成立して以来、歴代の天皇が実権のない虚位の国家元首を演じていたせいも、実権のない天皇がまさか政変を挙げたなんて、当時の人々には信じられなかった。その結果、中川宮や会津藩・二条斉敬らが天皇の名を借りて政変を行ったという噂が流された。孝明天皇はこの状況を憂慮し、島津久光にこれらの「虚説」を「決して信用な」いように、万一疑わしいことがあれば、「尹宮、関白らをもって直にたずね」るようにと注意を払った。しかしながら、もし薩摩藩士高崎正風らが政変の主謀者のグループに加わったとしたら、高崎正風と行動を共にした奈良原繁の覚書には、それらしい説明が含まれ、それほどの重大事件は、島津久光の耳元には必ず伝わるべきである。ところが、③の記述からみると、孝明天皇は

まるで島津久光が政変に関して何も知らないかのように、確証のない風説に騙されるのではないかと心配しているように見える。そして、島津久光が風説に騙されないため、わざわざ政変は自分の意志から出たものであり、自分こそ主謀者であることを説いた。もし先行研究で指摘されたように、高崎正風が八月十八日の政変の主謀者であり、それは島津久光の意を受けた、或いは久光の志を暗黙に了解した上の行動である³⁰⁰とすると、なぜ孝明天皇はそれを知らないで、なお島津久光に政変の真実を解釈する必要があるのだろうか。逆に言えば、たとえ高崎正風が政変の首唱であったとしても、それを天皇には伝わらなかったということは、天皇の眼中には彼らがないことの証明である。八月十八日の政変行動は、眼中にいない者の建議に容易く乗って、たまたま政変に成功したというほど簡単ではなかった。ここからも、薩摩藩主謀説はもう一度考え直す必要があるといわざるをえないであろう。

なお、この宸翰の文末には、「会藩も守護職の事を周旋も候えば、この書状つかわすべきや否やの模様も候わん。内密相談せしめ候事」³⁰¹とあり、③に右大臣二条斉敬以下に廻された別紙について、「尤も廻覧候わん。よってここに注せず」と記したことから、島津久光に宛てたこの宸翰は、結局京都守護職側にも廻されたことがわかる。冒頭に「極秘に愚存をしたため深く依頼候事」とあり、「爾後のところ大事」なので島津久光に提携を求めた孝明天皇であるが、島津久光に対する厚い信任を強調しながら、本文に何度も会津藩の功を賞し、末にはこの手紙さえ会津藩に廻す意志を示した。この記述から、孝明天皇が会津藩を味方であると認知し、そして、中央政局で会津藩と政敵ともなりうる薩摩藩の実権を握っていた島津久光にも堂々と言い出すほど、会津藩を深く信頼していたことがわかる。ここからもわかるように、八月十八日の政変における会津藩と薩摩藩がそれぞれ

³⁰⁰ 七月二十三日、島津久光は近衛忠熙・忠房父子への手紙草案において、朝廷からの上京召命に対し、イギリスと戦争中のためすぐに上京できない実状を訴え、この手紙を託された「家来奈良原幸五郎江委細申含候趣も御座候間、不悪御聞取被成下候様」（『鹿兒島県史料 玉里島津家史料』二、p370～371）に述べた。芳論文では、奈良原繁に言い含めた趣意を、京都政変を在京藩士に実行を任せるといふ風に解釈され（芳即正、「文久三年八月十八日の政変と島津久光」、明治維新史学会報 2001.10、p12）、佐々木論文では、その趣意を中川宮を通じて天皇に直接はたらきかけ、三条等の攘夷強硬論の公家を朝議から排除することであるとしている（佐々木克、「文久三年八月政変と薩摩藩」、人文学報 2002.12、p15）。町田論文では、それらの説を斥け、文脈からすると、奈良原繁に言い含められたのは、イギリスとの和睦交渉を始めることであると指摘している。そして、「島津久光と中川宮の間の「削藤氏之権」を軸とした連携の下に、文久二年秋には「久光一中川宮一在京藩士」の連絡関係が成立し、八月十八日の政変もその枠組みに基づく、宮の指示による決行であった」と主張した（町田明広、「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について―八月十八日政変を中心に―」、日本史研究 2007.7、p34～36、p45～49）が、確証に欠けている。

³⁰¹ 同注 298。

れ占めたポジションの違いは、雲泥の差であったといえよう。

このように、八月十八日の政変を通して、会津藩は諸藩が雑踏する中央政局において、天皇の心を幕府側に傾けさせ、京都守護職の任務である公武一和を推進することに成功した。十月九日、松平容保は二条斉敬より天皇からの宸翰と和歌をもらった。その宸翰に、

堂上以下疎暴論不正之所置増長二付、痛心難堪、内命之処、速ニ領掌、憂患掃攘、朕存念貫徹之段、全其方忠誠深感悦之餘、右一箱遣之者也³⁰²

とあり、前掲八月二十六日に出した勅語と、十月に島津久光に宛てた宸翰と同じように、孝明天皇は八月十八日の政変は「朕の存念を貫徹」したとし、それを会津藩が「忠誠」に基づき、「内命」を「速ニ領掌」し行動してくれたお陰だと述べている。それと同時に伝えられた叡旨には、「重く賞賜あらせられたい叡慮ではあるが、卿のみに賞賜があると、かえって物議を生じかねない」ので、「表立って御礼などということは堅くつつしむよう」に注意を払った。³⁰³ 孝明天皇が島津久光への宸翰に、中川宮・二条斉敬や会津藩が政変を行ったとの風説を信じないように説いたことからわかるように、八月十八日の政変について、当時の人々には孝明天皇主導の政変よりも、下の者が天皇の名を騙って行ったものと受け取られた。そのような風説を煽らないため、会津藩への格別な恩賞が秘密としたのであろう。

『京都守護職始末』に対する遠山茂樹の解説によると、この宸翰に基づいて、「本書が論証することは、松平容保が、公武合体の孝明天皇の叡慮を奉じていかに尽力したかということである、この主張が認められるとすれば、長州藩、ひいては薩摩藩の攘夷運動や倒幕運動は、孝明天皇の意に背いた行動だという評価が成り立つこととなる。そうなれば、薩・長・土を中心とする勤皇運動によって明治維新が成就したという通説はひっくりかえり、薩・長出身者を中心として、政権をたらい廻しにしていた藩閥勢力の歴史的根拠が失われるという事態が生まれる」。³⁰⁴ つまり、この宸翰が公表されることによって、王政復古史観が崩れ落ち、薩長の政治勢力にも害を及ぼす恐れがあったのである。逆に言うと、それだけに会津藩は、八月十八日の政変においてすさまじき成果を挙げたといえよう。

文久三年（1863）十月二十日、松平容保が朝廷に書を上げ、「非常急変の節、寸刻の間を争って機会を失い候場合之あり候ては、恐縮至極の儀に御

³⁰² 『京都守護職始末』一、p213 写真。句読は筆者がつけたものである。

³⁰³ 同上、p212。

³⁰⁴ 同上、P242。

座候間、伝奏御達し方これなく候とも、すぐさま参内相成候よう」³⁰⁵に願
い出、許された。江戸時代において、幕府が国事を運営する権力を持ち、
朝廷はただの飾りもののような扱いを受けたにもかかわらず、公家と武家
の間には越えられない溝があり、武家が禁裏に入るには、武家伝奏経由で
召しによって参内するのが常例であった。第二章で述べたように、松平容
保が京都守護職に任命された時、藩務を司る会津御用所はこのような常例
が守護職の仕事の邪魔になることを憂慮し、京都守護職という職名を「禁
裏守護職」に改めたいと申し出たこともあった。しかし、この願書が認め
られることによって、京都守護職は随時に参内することができるになり、
公家が持つ武家不入権を踏みにじることになった。朝廷内における幕
府の権力は、これによって著しく伸張した。これが八月十八日の政変を通
して、会津藩が得た一番大きな成果であったといえよう。

一方、八月十八日の政変後、国事御用掛・参政・寄人が撤廃され、十二
月二十三日の朝廷の定期人事において、鷹司輔熙の代りに、幕府寄りの二
条斉敬が関白となり、その下には、徳大寺公純が右大臣に、近衛忠房が内
大臣となった。³⁰⁶ このように、三条実美ら家格の低い公家が朝議から退け
られ、幕府の支持を背景にした摂関家が朝政を握るようになり、八月十八
日の政変を通して、朝廷内では文久二年（1862）国事掛が設置される前の
態勢に戻ったといえよう。これもまさに政変における京都守護職の働きが
もたらした結果である。

次に、朝幕関係を不安定化させる大和親征行幸の勅を取り返すために行
った八月十八日の政変であるが、政変後の朝幕関係をみてみよう。これに
ついて、前掲孝明天皇より島津久光に送った宸翰には、次のように述べて
いる。

**一 関東へ委任と、王政復古との両説これあり。これも暴論の輩、復古を深く
申し張り、種々計略をめぐらし候えども、朕に於ては好まず、初発より不承知
を申し居り候。過日決心して申し出で候通り、いずれにも大樹（原書注一将
軍）へ委任の所存に候。この儀は先だつて大樹へも直に申し渡し、一橋へも直
話³⁰⁷にて今さら替り候儀はこれなく、いづくまでも公武は手を引き、和熟の治**

³⁰⁵ 『京都守護職始末』一、P215。

³⁰⁶ 黒板勝美編、『公家補任』第五編、吉川弘文館 1938、p546。

³⁰⁷ 文久三年（1863）三月五日、将軍後見職一橋慶喜が参内すると、孝明天皇は「将軍職の儀は是迄の通り申付る、総て委任致す、攘夷の儀、精々忠勤を励むべし」との玉音を發した。将軍徳川家茂が二日後の三月七日に参内した時、また天盃を賜い、「征夷将軍儀、是迄通御委任被遊候上は、弥以叡慮遵奉、君臣之名分相正、闔国一致奏攘夷之成功、人心帰服之処置可有之候」との叡旨を伝えた。（『七年史』上、p228～232）

国に致したく候。右の儀深く心得もらいたく候事。³⁰⁸

または、

一 公武和熟は前文の通りに候。しからば関東に於ても戊午の年の頃(筆者注—安政の大獄)、かつこれまでの所置は、じつに改め、爾来は朕より深く頼み捨てざるの所置、幕府に従う者は、深く勤王尊奉の道を相立て候えば、万民、幕府をやはり尊ぶの道理にて、欣悦これにすぎず候事。

一 猶また、大樹も上京し候わば、種々倚頼申し立て候儀も候わんか。そのみぎり、その方に於ても出格の助勢を、かねて頼み置き候事。³⁰⁹

この宸翰からみると、まず、当時には国政を運営する方法として、大政委任と王政復古という二つの選択肢がある。つまり、国政の運営に関し、それを幕府に任せるか、或いは天皇親政によって行うかによって分岐している。これについて、孝明天皇は王政復古を「暴論の輩」の主張とし、「朕に於ては好まず、初発より不承知」であり、国政に関しては「いずれにも大樹へ委任の所存」であると述べている。天皇は王政復古を暴論として退け、あくまでも幕府に大政を委任する姿勢を示している。さらに、大政委任に関しては「先だつて大樹へも直に申し渡し、一橋へも直話」し、いまさら変えることもなく、「いづくまでも公武は手を引き、和熟の治国に致し」と宣言し、島津久光に「深く心得もら」うように要請した。

次に、孝明天皇は幕府は近年、安政の大獄のころと比べて行動が「じつに改め」たため、「朕より深く頼み捨て」ず、「幕府に従う者は、深く勤王尊奉の道を相立」てるなら、「万民、幕府をやはり尊ぶ」のであり、天皇としてはその成り行きを見るのが「欣悦これにすぎ」ないと述べた。つまり、安政の大獄の頃のギクシャクした朝幕関係に反し、いまや天皇は幕府を深く信任しているが、幕府側の者も勤皇の行動に従事するなら、世人も幕府を尊ぶだろうと知っている。「勤皇遵奉の道」について具体的に述べていないが、いわゆる勤皇の志士が唱えたように、幕府が臣として天皇に仕えることを指しているであろう。前述した文久二年(1862)十二月、勅使三条実美らが江戸に下った時、京都守護職に任命された会津藩を通して、幕府に対し勅使の待遇を改めるように要請したことや、文久三年(1863)四月、石清水に行幸した時、天皇に将軍が従うように行列を作ったことなどがそのよい例である。つまり、将軍家こそ日本国の真の統治者であり、孝明天

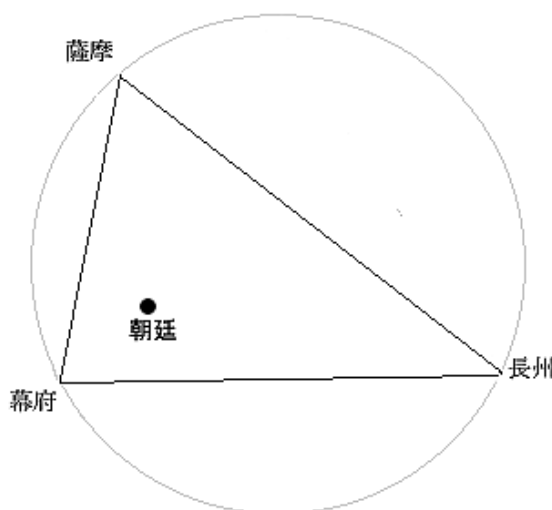
³⁰⁸ 同注 298。

³⁰⁹ 同注 298。

皇もそれを望んでいるが、幕府を自分の下に置き、国のトップでいたかったのである。

最後に、孝明天皇は将軍が上京するとまた「種々倚頼」するつもりであると述べ、島津久光にも「助勢」するように頼んだ。結局将軍徳川家茂が再び上京したのは、慶応元年（1865）以降のことであるが、孝明天皇が前々からそれを望んでおり、それに備えて島津久光に助勢を頼んでいる。文久三年（1863）三月十四日、島津久光は朝廷に対し、「攘夷御決意軽率之儀不可然事」、「暴説御信用之堂上方速ニ御退、浮浪藩士之暴説家ハ幕府ヨリ処置可有事」、「天下之大政征夷へ御委任之事」³¹⁰などと述べ、即時攘夷論に反対し、即時攘夷論を信用した公家を退け、それを唱えた浪士を幕府から処罰するようによりに建議した。彼は文久三年（1863）七月二日から始まった薩英戦争を通して攘夷の無謀さを悟り、イギリスとの和睦談判にも手をかけ始め、攘夷慎重派というよりも開国派のほうに属している³¹¹が、この建議書から見ると、彼が長州藩や三条実美らによる即時攘夷論に反対し、幕府への大政委任を主張していたのは確かであろう。すると、八月十八日の政変に関する部分と違って、孝明天皇は朝幕関係のリードにおいて島津久光が仲間であったと判断し、公武和熟・大政委任の態勢を保つために共に頑張れる立場において彼に声をかけたと受け取っていいだろう。

以上述べたように、会津藩の活躍によって、幕府は朝廷を自分のほうに引き寄せることに成功し、薩摩藩や長州藩よりも朝廷と近い位置にあった。ここにゲーム理論によって八月十八日の政変後の中央政局を図形で示すと、次のようである。

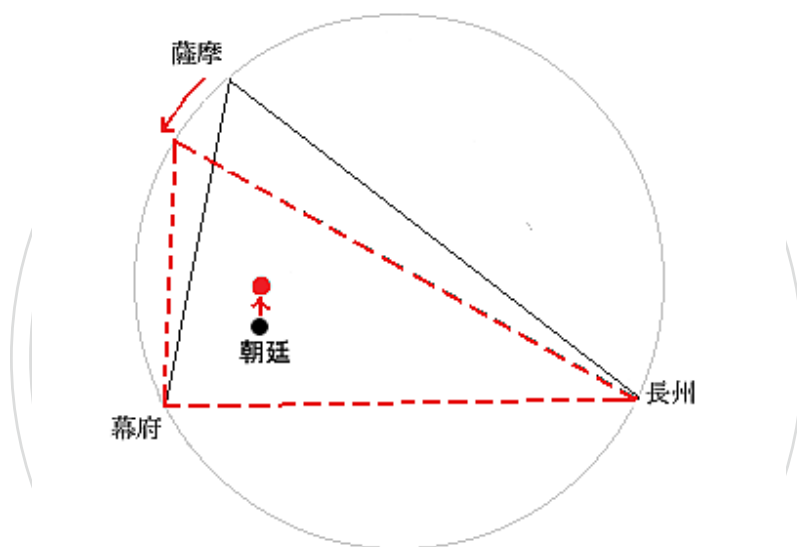


（図六ノ1）八月十八日の政変後の中央政局

³¹⁰ 「紹述編年」、『孝明天皇紀』四、P503～504。

³¹¹ 町田広明、「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について—八月十八日政変を中心に—」、『日本史研究』2007.7、p34～36。

ところが、前掲孝明天皇より島津久光への宸翰からは、八月十八日の政変を通して憂患を払ったとしても、図六ノ1のような態勢に少し不満な孝明天皇の政局構図が見られる。孝明天皇は会津藩を信用し、幕府に大政を委任し続けるつもりであり、島津久光にもこの立場において協力するように要請したが、島津久光を引き寄せながら、幕府を深く信用したように見せかける。ここから孝明天皇は幕府と薩摩藩を互いに牽制させることによって、自分自身が権力の中核に居続けようとした意図が見られる。つまり、孝明天皇は幕府が勢力を取り戻すと、昔のように公家を軽く扱うように逆戻りさせないために、薩摩藩を利用して権力バランスを図ったのである。こうした孝明天皇の戦略は、次のようである。



(図六ノ2)孝明天皇の戦略による中央政局の予想図

この戦略が成功した場合、中央政局における幕府と薩摩藩の勢力は、ほぼ均衡を保つ状態であり、朝廷はそのどちらにも偏らなず、両方から支えられることになる。文久三年(1863)年末、朝廷が島津久光の建議を入れ、有力諸侯に朝政参与を任命し、翌元治元年(1864)に開かれた参預会議³¹²において新しい国是を決定させようとしたのも、このためであろう。しかし、

³¹² 八月十八日の政変後の新しい国是を定めるため、島津久光の提案によって「賢明諸侯」を朝議に正式なメンバーとして参加させることに決し、文久三年(1863)十二月三十一日に前宇和島藩主伊達宗城・前土佐藩主山内容堂・前越前藩主松平慶永・将軍後見職一橋慶喜・京都守護職の会津藩主松平容保を、文久四年(1864)一月十三日に薩摩藩国父島津久光を朝政参与に任命した。これら六人の諸侯の間で行われた会議は、文久四年(二月二十日に改元が行われ元治となる)一月から三月まで計八回開催された。しかし、長州藩処置と横浜鎖港に関して一橋慶喜と島津久光の主張が違ったため、会議が引き伸ばし、結論が出せないまま解散した。(佐々木克、『幕末の天皇・明治の天皇』、講談社学術文庫 2005、p96~111)

島津久光ら有力な外様大名が諸藩会議を目指す公武合体路線を通そうとした行動が失敗に終わった。結局、幕府側は一会桑体制³¹³を形成することによって、幕府主導公武合体路線を押し進め、朝議は幕府が把持し、慶応二年（1866）には公家が「当時一橋中納言慶喜卿・松平肥後守容保朝臣之朝廷也」³¹⁴と嘆くほどであった。これも八月十八日の政変において、会津藩が薩摩藩より遥かに重要なポジションを占めたために生み出された結果ではないだろうか。



³¹³ 禁裏守衛総督・摂海防御指揮である一橋慶喜と、京都守護職を勤めた会津藩主松平容保、京都所司代に任じた桑名藩主松平定敬のことである。

³¹⁴ 「光愛卿記」、『孝明天皇紀』五、p788～790。